

建設環境委員会

平成23年3月17日（木）

午前10時02分～午後4時56分

議会第4会議室

【出席委員】原口忠則委員長、山口弘展副委員長、野中宣明委員、中山重俊委員、本田耕一郎委員、江頭弘美委員、嘉村弘和委員、黒田利人委員、武藤恭博委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・環境下水道部 平尾部長、竹下環境下水道部副部長兼環境課長、古賀循環型社会推進課長、本木下水道企画課長、藤瀬下水道建設課長、山口下水浄化センター所長、古賀副理事兼衛生センター所長 ほか、関係職員
- ・建設部 伊東部長、松村建設部副部長兼都市政策課長、金丸用地対策課長、小野緑化推進課長、樋渡建築指導課長、古賀建築住宅課長、吉原道路整備課長、江口道路管理課長、山田河川砂防課長、門畑副理事兼北部建設事務所長、田中副理事兼南部建設事務所長 ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○原口委員長

皆さんおはようございます。これより建設環境委員会を開催いたします。

それでは、環境下水道部の議案の説明を求めます。

まず、一般会計予算、第6号議案について説明をお願いいたします。

◎第6号議案 平成23年度佐賀市一般会計予算 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○嘉村委員

ちょっと4点ほどありますけれども、まず、1点目がブルーのページですけどね、ブルーの表紙のページ32、電気自動車購入事業、これについては購入ということではありますが、県のほうはリースでというふうに——県。僕の記憶が間違いなければ、新聞でそういうふうに見たような記憶があるんですよ。リースで借り入れたと、電気自動車をね。だから、この辺の購入とリースの検討はなされたのかどうか。

それと2点目に、これは何ページかな、ブルーの表紙の34ページ、これは太陽光発電の

公民館への導入のところですけども、築20年以内ですかね、になっている、この基準をそうした理由は何なのか。

それともう1つは、廃食用油、これは資料のいただいたこっちのほうですけどね、廃食用油事業をやっておられますが、これ1リットル当たりの経費に換算するとどの程度になるのか。

それから、ページ260ページ、これはし尿処理センターの需用費ですかね、修繕費が五千数百万円ということではありますが、この中身を教えてください。以上です。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

私のほうから2点、まず、電気自動車の購入とリースということで、我々のほうでもどちらのほうが安いのかということで検討をいたしまして、基本的にリースよりも購入ということで決定をいたしております。両方比較をいたしました。

それと、2点目の公民館の補助、20年以内ということで、基本的には耐用年数、かなり長いだろうと思っています、太陽光発電自体が。だから、簡単に言えば、太陽光の耐用年数が来る前に公民館が壊れてしまうということではちょっと意味がないということで、少なくとも築20年以内ということで考えているところでございます。

○古賀循環型社会推進課長

廃食用油再生プラントの維持管理経費1,177万4,000円ですけども、21年度実績で9万6,400リットル回収しまして、生成量としては5万1,200リットルとなっております。これを単純に割り戻せば、1リットル当たり229円となります。

○古賀副理事兼衛生センター所長

し尿処理施設の補修費なんですけれども、大きく分けて焼却炉とし尿の処理施設とありますけれども、焼却炉のほうに約1,600万円ほど、それからし尿処理施設のほうには4,000万円ほどですけども、その中で、ポンプが大体1,400万円、ポンプ類ですね。それから、破砕機とか前処理の分について1,200万円、それから脱臭、脱水に約1,000万円、コンベヤー類に約300万円ほど補修に充てております。

○嘉村委員

2つ目に聞いた公民館への補助ですね、25年、耐用年数を考えると——ああ、20年か。20年ということだったんですけども、ただね、25年でも30年でもしっかりした建物もあるわけですよ。公民館ですから、そんなに建てかえはやらないわけですね。つくった時点で、しっかりしたものをつくっているわけですよ。だから、もうちょっと耐震度とかいうのをやるとお金はかかるかわからないけれども、耐力度とかね、そういうのを調査した中で、しっかりしていればね、あと20年でも公民館は使えるところもありますし、30年でもね。20年以上経過した公民館でもですよ。だから、単純に20年と区切るのはどうなのかなというふうに思っています。このことに関して、また何かあればお答えいただきたいと思いません。

それと、一つ一つでよかですかね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

基本的に考え方として、せっかく設置した太陽光が無駄にならないようにという考え方ですので、おっしゃるように、例えば、ある公民館で非常に鉄骨づくりでしっかりしているとかということもあるかと思しますので、そこは、基準としてはおおむね20年ということで決めますが、やはりそれぞれの公民館を見て、ここは大丈夫かなという、そこは少し幅を持って対処したいなどは思っております。

○嘉村委員

それについては了解しました。

それから廃食用油、依然として、コスト論ばかり言うてはいかんけども、1リットル当たりの経費が二百二十数円とおっしゃったから……

(発言する者あり)

229円。今、軽油はどのくらいですかね。軽油が高くなったといえども、150円もしないでしょう。だから、以前も申し上げたんですけども、やはりね、回収量をふやして、そして生成の油をふやして、しっかり取り組んでいくということも必要ではないのかなど。確かに環境に取り組むということでね、率先的に市役所がやるということは大切だと思いますけども、全く一方でコストを無視したらね、これは余り意味がないと思うんですよ。そういう意味では、今後の努力、回収の努力、どうされるのか。当初計画はバスまでカバーしていくと、燃料を。ということであったんですけども、目標どおりに全くいっていないわけですよ。その点のところをどうお考えなのかお尋ねいたします。

○古賀循環型社会推進課長

廃食用油の回収については、20年度が7万4,400リットルで、21年度が9万6,400リットルということで伸びてはおります。この分についてはですね、事業所からの回収を始めております。現在、18事業所から回収しておりますけども、23年度も事業所の回収をふやしていきたいと考えております。

それと、やはり先ほど言われましたように、コストはかかっておりますけども、二酸化炭素の排出を抑えるということで環境を重視した施策となっておりますけども、回収量はですね、今後ともふやしていきたいと思っております。

○嘉村委員

お気持ちはわかるんですけども、今後、事業所の回収量をふやしていくということも言われましたけども、めどがあるんですか。どういうところを、今後ね、ふやしていきたいというふうに思っておられるのか。

○古賀循環型社会推進課長

緊急雇用でですね、2名、廃食用油の関係で雇用を23年度予定をしております。この2名を使ってですね、今もずっと飛び込みとかですね、事業所を回っておりますので、緊急雇

用の事業を使って拡大していきたいと思っております。

○嘉村委員

それは飛び込みでという話もありますけども、やみくもに行ったってしょうがないんですよね。だから、きちっとどういうところを回収したほうが一定量もらえるのか、そういうちょっと調査もやりながらですよ、そういう人たちに行ってもらおうと。やっぱりしっかりした先方との話をやっていかないと、そんなに回収できないと思いますよ。その点について、ちょっとボールを投げたんですけども、どうお考えですか。

○循環型社会推進課職員

平成21年に飲食店ですとか宿泊施設など、あと病院、公共施設など、割と廃食用油を排出されていると思われる事業所に対してアンケートを実施いたしました。その中で、今現在、リサイクルに取り組んでいないところをすべてまず回らせていただいて、御協力をいただいているところです。

ただ、先ほど回収量は2万リッター以上伸びてきているんですけども、生成量がどうしても落ちております。20年度と21年度を比較いたしますと、回収量は2万リットル以上伸びているのに、生成量が落ちている。これはちょっと今の経済状況が厳しい中で、どうしても生成に適さない油がふえているということもあるかというふうに考えております。

ですから、できるだけ事業所数をふやしていく必要があると思っておりますんですけど、どうしても、大きいところはすべて今の段階でお願いをしているところもございまして、小さいところを、本当に小さい事業所もずっと回りながら今行っているところでございますので、そこを進めていくしかないかなというふうに考えているところでございます。

○嘉村委員

なるほど。——いやいや、やっぱりね、最後まで、もう本当に酸化するまで使ってしまうというんでしょうね。今ね、もったいないからね。それはわかりますけども、これ耐用年数は、生成機械、あそこに置いてあるじゃないですか、環境センターのところに。耐用年数はどのくらいなんですかね、あれは。

○循環型社会推進課職員

耐用年数についてはですね、構造物、あるいは機械等、各項目によって耐用年数が違うんですけども、これは重加算平均で計算しますと、大体11年（後で訂正あり）で、この前、県のほうに報告したところでございます。

○嘉村委員

そうすると、耐用年数後もこの事業は継続されますか。

○古賀循環型社会推進課長

耐用年数が過ぎててもですね、耐用年数が来たからすぐ壊れるというものではありませんので、事業としては継続していきたいと思っております。

○嘉村委員

いや、耐用年数と言ったからそうですけども、古くなって使えなくなったらという意味で言ったんですけどね。

いずれにしても、将来的にこの事業をやっていききたいというお考えだということですよね。はい、わかりました。

もう1つ、あそこのし尿処理センターの、特に焼却炉の点ですけども、一千数百万円の修理費がついていますけども、かなり耐用年数も過ぎて、老朽化もしていますし、今後の方針として、本当にだましましまだ続けるのか、あるいは新炉を導入するのか、あるいは別の手段で考えるのか、お考えを示していただきたいと思います。

○古賀副理事兼衛生センター所長

委員おっしゃるとおり、あれは昭和58年度に建設したものでありまして、大分古くなっております。しかしながら、結局、焼却するものといえますか、がごみと違って、同じということですね、傷みはそれほどはありません。しかしながら、部品等がほとんどなくなってきている状態です。だから、やっぱり使っても、あと数年じゃないかなと思います。

それで、今考えているのは、污泥については、例えば、今、環境センターで焼却しておりますけれども、それと一緒に焼却できないかなという考えを持っております。

○嘉村委員

確認ですけど、環境センターで。そうすると、今あれですね、脱水パッケージみたいになっているんですかね。

○古賀副理事兼衛生センター所長

80%ぐらいの水分があるかと思いますがけれども、今、他都市で焼却されているところがありますので、今、一回環境センターのほうには試験的にしてもらったんですけども、焼却するのは大丈夫だということを言われておりますので、うちのほうで今、焼却炉にですね、処理施設から焼却炉に移していますけども、途中で排出されるような設備をつくらなくては行けませんけども、それだったら十分可能だと思います。

○嘉村委員

環境センターでの焼却という方向で考えているということですね。以上です。

○原口委員長

ほかに。今の答えですか。

○循環型社会推進課職員

済みません。先ほど耐用年数のことでちょっと聞かれましてですね、ちょっと訂正させていただきます。

構造物がですね、30年じゃないかなということで問い合わせがあつて、それで計算し直しましたらですね、12.75年、ということは、13年ということにちょっと訂正させていただきます。以上です。

○黒田委員

この資料ですかね、私の聞き違いならあれですが、不燃ごみじゃなくて、可燃ごみで何か1,200万円ぐらいですね、ふえているのかな。それで、民間委託するので、何かふえるというようなことを説明があったんですが、そのところをちょっと詳しく説明してください。

○古賀循環型社会推進課長

今、退職不補充ということで、ことし2名退職ということで、退職不補充に伴って直営を1台やめて、民間に収集委託をお願いする分となっております。その分の増です。

○黒田委員

そしたら、今までは直営でしていたのを民間にやると。そしたらさ、今までした分を差し引かんばいかんぢやなかろうか、計算上。どがんですか。直営が少なくなるけんね。というふうに思うんですが、どうでしょうか。

○古賀循環型社会推進課長

これにつきましては、収集の委託事業の分ですので、委託料がふえるということになります。

(発言する者あり)

当然、職員の人件費は減りますけども、この項目だけで見ると、これは委託事業になっておりますので、増となります。

○黒田委員

そしたら、そういうのを、職員の人件費の減った何か計算はしていない。ただ、委託料だけふえた予算だけ、ここに上げているの。減った分については、どこに出てくるかな。

○古賀循環型社会推進課長

251ページですね、資料3の251ページですけども、職員人件費ですね、これにつきましては2,500万円の減となっております。

○原口委員長

ほかにございませんか。

○中山委員

簡単なところから。243ページの19節の公衆浴場助成金の30万円ですけども、これは今、市内に公衆浴場は何件あるんですかね。

○環境下水道部職員

1件です。

○中山委員

1件に30万円ということですね。

○環境下水道部職員

はい、そうです。

○中山委員

247ページの委託料、13節ですね、上から2番目の白石原湿原維持管理委託というのは、これはどこに、今どういう状況なのか、どこに委託されているのかお尋ねします。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

白石原湿原の管理委託料139万円の件だと思いますが、2つに分かれておりまして、まず、高木とか業者の方にしかできないような剪定については入札を行います。それ以外の地元の方ができるような除草作業とか維持管理、そういうのについては、地元の方が白石原トンボ生せい会というのを組織していただいておりますので、そちらのほうに清掃とか除草業務、そういうことを委託しております。

○中山委員

今の剪定及び除草と分けたら幾ら、分けられるんですか。

○古賀循環型社会推進課長

先ほど申しました地元の方、白石原トンボ生せい会、こちらが84万円、それから先ほど業者の方に入札するのは55万円であります。

○中山委員

259ページですね、ちょっと私がど忘れしてしまして、19節の家庭用生ごみコンポスト化容器等購入補助金ですが、115万5,000円、これは何基分で、単価は幾らですかね。

○古賀循環型社会推進課長

385基分で、補助率の限度額3,000円ですね、385基を見込んで、補助率の限度額3,000円ということで試算しております。

○中山委員

これは今、例えば、平成20年、21年、22年という、こういう形で、この基数はどんな感じになっていきますか。ふえていますか、減っていますか。

○古賀循環型社会推進課長

今現在、23年2月現在ですけども、263基が購入されております。ただ、1基の平均補助額が1,500円程度ということで、40万円ほど今支出しているところです。

○中山委員

大体1基当たりの単価はどれくらいになるんですか。その単価、いわゆる購入単価。

○古賀循環型社会推進課長

平均で、先ほど補助が1,500円と言いましたけども、補助が2分の1か、限度額3,000円になりますので、今のところ約3,000円程度の購入費となっております。

○循環型社会推進課職員

22年度の実績ですけれども、1基当たりの平均の補助が1,521円ですけれども、最も多いのが1,100円の補助が一番多くなっております。その購入が大体1基当たり2,300円出されているものが一番多くなっております。

○中山委員

これは家庭は1基だけしかだめなんですか。家庭で2基とか3基とか、何基とか制限があるんですか。

○古賀循環型社会推進課長

2基までとなっております。

○中山委員

じゃ次に、257ページの廃棄物処理建設基金ですけども、これはいろんな建設していく上での基金だと思いますけども、この3年間ぐらいの推移はどんなふうになっておりますか。

○古賀循環型社会推進課長

今現在の積立金が5億2,730万円となっております。その分での利子計算ですけども、21年度、20年度については、ちょっと調べてお答えします。

○原口委員長

ほかに。

○本田委員

何点かお尋ねしますけれども、まず、さっき嘉村委員が言われたときに言えばよかったんですが、廃食用油の件なんですけども、1リットルの単価を229円とか言われたような気がしたんですが、もう一回ちょっと確認したいんで教えてください。1リットル、つまり生成して、いわゆる軽油としてなった場合に1リットル幾らの単価になるのかということですね。

○古賀循環型社会推進課長

廃食用再生プラントの管理経費が1,177万4,000円となっております。そして、21年度実績で生成量が5万1,200リットルですので、単純に割り戻して229円になります。

○本田委員

それで、この生成油のですね、需要と供給のバランスというのはどうなっているんでしょうか。

○古賀循環型社会推進課長

この生成の分につきましては、パッカー車ですね、収集のパッカー車に全量を入れております。

○本田委員

いや、使っているのはわかるんですが、つまり足りないのか、余っているのかということをお聞きしたいんですが、何台ぐらいに使われているのかということ。

○循環型社会推進課職員

パッカー車のうち12台に使われているというふうにはちょっと聞いております。

(発言する者あり)

全体20台のうち12台に入れております。廃食用油を使ったBDFを入れております。

○本田委員



それはわかるんですが、ただですよ、じゃ、その12台、廃食用油で使われている車というのはそれだけで走っているのか、それとも軽油とまぜて走っているのか。つまり余っているのか足りないのかということまで含めてね、ちょっと伺いたいです。今、現状がどうなっているのかというのを。

○循環型社会推進課職員

現在走っているパッカー車はBDFを入れているものは、すべてBDF100%で動いております。それが混合ということになりますと、税金が発生したりという問題もございまして、今後も100%で動かす予定でございます。

それが足りているかどうかについてなんですけれども、今現在、パッカー車も古いものは新しい機械に変えていくんですけれども、それが最近入れている新しいエンジンについては、BDFを入れた場合、メーカー側がそれを保証——エンジンが良好に運転するかどうかを保証しないというふうに言われております。それを入れて問題があるかどうかということはわからないんですけれども、メーカー側が保証しないと言われておりますので、現段階では新しいタイプのエンジンのパッカー車には入れない方針でおります。そして、今のところは……

(発言する者あり)

○本田委員

走っているということはですよ、足りているのかなと、少し余っているのかなというふうなイメージをするわけですが、例えば、以前に、もうずっと前ですけども、市バスにも使ってみようよというような話があったですよ。その辺はどうなんですかね。ちょっとここで市バスに使っているかどうかというのを聞くのもなんだと思うんですが、つまりスタンドがね、あそこしかないでしょう。交通局にもあるのかな。あるんですかね。じゃ、交通局のほうにどれだけ回しているのかというのもわかりますかね。

○古賀循環型社会推進課長

現在、市バスには回しておりません。

○本田委員

リットル229円といたら、とんでもないなというふうな気がするんですが、民間企業ではやっぱり同じように使われている会社がありますよね。このBDFをパッカー車の燃料に使って採算がとれている会社があるわけで、このコストダウンということについてはどういうふう考えられますか。全体でこれだけ人件費含めてかかるから割り戻せばこれだけなんだというような考えでいかれるのか、もっともっとやっぱり軽油本来のね、値段があるわけじゃないですか。やっぱりそれ並みに落としていくようなことにしないと、単なるデモンストレーションで環境に優しいやり方をやっていますというスタンドプレーに終わりそうな気がするわけですよ。やはりコストダウンして、もっともっと量をふやして価格を落として、市のもっとほかの車にも広げていきますということにならないと、ただ、

やれと言われているからやっています、やってきましたみたいな事業ではですね、もうやらないほうがいいんじゃないかなという気がするんですけどね、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○古賀循環型社会推進課長

コストダウンにつきましては、先ほども申しましたけども、回収量をですね、ふやして、生成量をふやすと。それでコストダウンを図りたいと思っています。

○本田委員

でも、そう言いながら、片っ方では新しく導入した車には入れていかないという方針なわけでしょう。いつかは車は全部更新されてしまうわけで、新しく来た車になってしまうわけじゃないですか。そのときにもう入れられないみたいになると、今の話とは矛盾するんじゃないかなと思うんですけどね。つまりふえてきたわ、しかし、入れる車は減ってくるわけですよ、ちょっとうまくいかないんで、この辺うまくやらないと、結局お金だけどんどん予算をかけていっても、その実が上がらないというふうになると思うんですが、ただ量をふやせばコストダウンだけじゃね、もっと民間企業が、じゃリットル幾らなのか、その価格を維持するためにどういう努力をされているのかというふうなことに学ばないと、もうこれは多分減らんですよ。200円以下にはならないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○古賀循環型社会推進課長

パッカー車も老朽化はしますので、パッカー車に全然入れられないということにはなりませんけども、保証期間が過ぎればですね、パッカー車、新車で購入しても古くなりますので、新しく買ったのに全然将来的にも入れないということではありません。

それと、民間企業のコストがどうなっているかについてはですね、調査したいと思っております。

○嘉村委員

関連というか、あれですけど、先ほど本田委員が需要と供給とおっしゃったけど、これは当初計画があるじゃないですか、当初。当初計画についてですね、ちょっともう一回説明してください。パッカー車と、そして市バスにこれを、BDFを供給すると。

(発言する者あり)

いや、当初はそうやったですよ。それでもっての回収計画がすべてあって、目標を達成していないわけですよ。だから、最初の計画が悪かったということ、これ。それは今さら言ってもしょうがないけども、まずそこを説明してください。

○古賀循環型社会推進課長

規模としてはですね、40万リットル処理できる能力ということですね、国のほうには最終目標は18万リットルで上げております。23年度の目標としては14万リットルを上げておりますけども、かなりその目標達成には厳しい状況であります。

○嘉村委員

当初の計画を計画どおり説明してくださいと言ったわけですよ。どれだけのプラントをつくった、回収量がこれだけあって、生成のBDFがこれだけできる。この量はパッカー車と市バスに供給するとなっていたわけでしょう。そのことをきちっと説明してくださいと言っているわけですよ。

○循環型社会推進職員

当初計画では、交通局のほうにも回しまして、バスにも利用していただくという計画でございましたけれども、現在のところまだパッカー車のほうの供給で100%利用しておりますので、今のところ交通局のほうへは考えておりません。

(発言する者あり)

申しわけございません。きょう当初計画の詳しい内訳の資料を持ってまいっておりますので、後で資料として出させていただきます。

○原口委員長

資料の提出を、それではお願いします。よかですか、資料。資料提出よかですか。

○古賀循環型社会推進課長

後で提出します。

○原口委員長

よろしくをお願いします。

○黒田委員

関連ですがね、当初、私たちも実はいろいろですね、いろんなところを見に行っただけでかかわりをですね、視察に行っただけで、見はしたんですが、今のところそういう目標まで達していない。そして、先ほど本田委員も言われましたけれども、民間でされているところも恐らくあるというふうに私は思うんですけども、そういうふうに公でやっていってね、厳しいところがあれば、民間のそれを調べて、そちらのほうにお願いをするとか、そんなふうなお考えはありますかどうか。それは部長がよかかな。その分をお願いするという形でね、どうでしょうか。

(「関連で、今の黒田委員の質問に補足したいんですが、いいですか」と呼ぶ者あり)

○本田委員

さっきですよ、民間がされているところについては今から調査したいというようなお話をされたですね。しかし、これ生成プラントをつくる時に、その民間会社のノウハウとそこから人に来てもらってやっているわけじゃないですか。にもかかわらず、そこでやっていることを今から調査したいなんていうことは、じゃ、今まで何をやられていたんですかということになるんじゃないですか。その辺どうなんですか。ちょっと今の黒田委員の質問と今の僕の補足と一緒に答弁をお願いします。

○平尾環境下水道部長

当初の計画については、また後でお出しするということもございますけども、端的に言って目標どおりにっていないといったことについては、非常に私どものやり方がまずかったんじゃないかという反省も込めて、実際うまくやっている民間の事業者についても調査をさせていただきたいというふうに思っています。やっぱりコスト意識という面が非常にこの事業に対して私どもの中で欠けていた部分があるのではないかということを含めて、今後、また先ほどから、収集量とか生成量をふやすといったことまで当然やりながらも、そういうことも含めて、もう一回見直していきたいというふうに考えております。

○黒田委員

私はね、姿勢については物すごくいいと思うんですよ、金はかかろうがね。要するに、そういうね、使った油を再利用しようという趣旨は十分理解をするわけですよ。だから、当時ですね、私たちも賛成をしたわけですよ。今してある個人のところも知っています、実を言うと。調査していますから。ありますけどね、そいけん、やっぱりそういうふうに将来的にしていってもどうしても無理なところがあれば、やっぱり方向転換をせんばいかん時期の来ると思うんですよ。公的に全部すべて自分たちですることがいいのか、そういうふうに趣旨に賛同しているところのノウハウを入れてした方がいいのか、そんなものについては、やっぱり将来的に考えていかないと、一回したけん、たとえ金をどんどんつぎ込んでやるのがいいというふうにはちょっと考えにくいところがある気がしますので、そういうところはよろしくお願いします。

○本田委員

済みません、ちょっともうこの問題について長々とする気はないんですが、さっきちょっと税金の話されましたよね。軽油と混合すると、その軽油税の問題が発生するので、もう単独でやっているんだというような話をされたんですが、この税金に関しての話は県のほうとですよ、これは多分県税ですから、何らかの話がついてやっている事業なはずですよ。例えば、よその自治体では、京都の場合は京都市がやろうとしたら、京都府がそれに税金課すからと言ったら、もう京都市がやらないと言い始めて、すったもんだあったあげくに、税金は取るけども、その額をそっくりそのまま環境費として京都市に戻しますよというようなやり方ができたところがありました。それで、佐賀市の場合は、佐賀県とその税金の問題に関してどのように締結されてこの事業をされているのか、ちょっとそれを確認したいんですけど。

○循環型社会推進課職員

引き継いだ事項で申しわけないんですけども、そもそも当初100%でいくということで、税金はかからないという方針で事業を行ってまいりましたので、税金面での県との協議があったというふうには書類上とかでは聞いておりませんが、佐賀のほうで。以上です。

○本田委員

聞き方が悪かったですかね。100%使った場合はね、それでいいんだけど、まげた場合

に税金の問題が発生するとちょっとさっき言われましたよね。その税金は丸々県に払わないのか、それともそれは先ほどほかの自治体での話があったように、何らかの減免なり軽減措置がとられているのかということは、もう話はされていないということ——その税金に関しては、佐賀県との話し合いは何もないというふうに理解していいんでしょうか。

○循環型社会推進課職員

混合をするということでの前提で話が進んでおりませんでしたので、そういう意味で、ございません。

○本田委員

それはやっぱりちょっと部の長として部長に答えてほしいわけですよ。じゃ、もう今後ともね、そういう話は何もしていかんのか。一切まぜずにね、やるのか、まぜた場合に起こったとしたら、どういうふうに県と対処していくのかというのはどういうふうに考えられているのかなということをちょっとお尋ねしたいと思います。

○平尾環境下水道部長

今までは100%ということでもって、県との協議はしていなかったということですが、今後もしそういう混合ということで県税とのかかわりが出てくることが考えられる場合には当然県との協議が必要になってまいりますので、県ともそういった打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

○本田委員

つまり100% BDFを入れたら、もうそれでいいですよ、税金をそれに一切かけませんよというのは、県との話し合いがあった上でやっているわけでしょう。やみでやっているわけじゃないでしょう。と思うんですがね、その100%廃食用油で動かしている。だから、それはリッターは高いけども、税金は入っていない。この件に関して、じゃ、もう100%その廃食用油で走るのであれば、これにはもう軽油税はかけませんよという県との話し合いがあった上でこの事業はあっているんじゃないかなと思うんですが、どうなんですか。

○循環型社会推進課職員

そもそも、税法上、100%の場合はそもそもがかからないという制度でございます。

○黒田委員

当時はね、税金がかかるから100%するというふうにしたわけですよ。わかる。当時ね。協議をして、京都ももちろん行きましたし、委員会で視察したりしてね。だから、まぜはしないと。だから、真っすぐいこうということでしたんですよ。そういう経過ですよ。

○嘉村委員

さっきのちょっと部長答弁ですけどね、少し軽々過ぎるなと感じましたから。だから、純粋なBDF、それに軽油を混合する、これもうちょっと何か検討して、その方向にいきましょうみたいに受け取ってしまったからですよ、僕がいけないかもわからんけど、もう

ちょっと慎重に、じゃ、そうすると経費の点、税金の点含めて試算したらどうだということですよ、まず調べた上でと言ったらわかるけど、何か言われたから、はあそうですかみたいな感じじゃどうでしょうか、答弁として。

○平尾環境下水道部長

申しわけありません。そういった混合とかいうケースがあった場合には、事前に税制上どうなるかということまで検討した上で進めたいと思います。

○嘉村委員

今、コスト論で1つは言っているわけですよ。そうすると、コスト面でどうだということもね、きちっと数字を出した上でですね、考えてみたいというならわかるですよ。1つはそういうことです。

○平尾環境下水道部長

申しわけございません。説明がちょっと不足しておりました。

○本田委員

じゃ、済みません、質問を変えます。

青の6番の31ページの家庭用白熱電球取り替え促進事業なんですけど、予算が598万円。これはですよ、概要かれこれ書いてありますが、実際にどのような手続で補助が受けられるのかなということと、その周知はどのようにされるのかなということちょっと伺いたいと思います。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

手続については、昨年やった手続と同様で、事前に購入するということのお知らせをいただいて、その上で実際購入していただいて、領収書等の確認の上に補助金を出すということになると思います。

○本田委員

事前にこういうことをやりますということを文書か何かで、済みません、ちょっと去年のことをもう忘れてしまったんですが、文書か何かで提出した上でということですか。

○環境課職員

LEDの購入につきましては、市内の事業所で購入された分について領収書を確認をした上で、申請書とあわせて、2分の1の補助です、5,000円上限で、そのやり方と一緒にです。

○本田委員

いや、今、事前にお知らせというふうに言われたんですが、済みません、その辺をちょっとはっきりしてください。事前に何かこういうことをやりたいという文書か何か出して、そして買いに行って、その領収書をまた何かの種類に添付して、2分の1以内、上限5,000円ということをどこかの窓口に出せば、何日かして振り込まれるということなんですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

済みません、ちょっと私の説明が最初間違っておりまして、ちょっと事前にとのお話をしましたが、基本的には先ほど申しましたように、領収書を確認をして申請書を出していただいて、それに基づいて補助金を出すという制度でございます。申しわけございません。

○本田委員

だから、どこに出して、現金でもらえるのか、それとも振り込みになるのか。そうすると、振り込み手数料が発生しますよね。

それで、例えばですよ、もう予算は決まっていますね。それをオーバーした場合に、「はい、あなたはここまですよ」というようなやり方をするものなのか、やり方として。その辺どうなんですか。

○環境課職員

領収書を確認をしまして申請を受け付けします。それで、確認をして、振り込みの口座を申請のところに書いていただいて、そこに環境課のほうからもちろん振り込みをするということです。以上です。

(発言する者あり)

金額については、予算を見ながら、到達する直前ぐらいで切るという形になります。先着という形です。

○本田委員

ですから、これは何回も言うけども、申請書はどこでもらって、どこに提出したらいいんでしょうか、市民の方は。だから、そういう周知はどのようにされるんですか。

○環境課職員

周知は、去年したときには5月に市報にて広報をして、領収証を環境課のほうに出していただいて、あわせて申請書を出してもらって振り込みをするという手続です。

○環境課職員

今ちょっと確認したところ、去年はですね、100件ということで、事前に申請書を受け付けまして、その後、領収書を持ってきてですね、ある電気店で購入して、その領収書をもってやるということで、100件でございましたので、2日間で終わっております。

○本田委員

じゃ、ことしはもう事前の申請書なしで、申請書を環境課にとりに来て、じゃ、その場で領収書を添付して、「はい」と出せばいいということでしょうか、やり方としては。去年と同じか違うかですよ。

○環境課職員

去年は事前に申請をして、購入していただいて、補助を出しております。一応来年度もですね、同じような形で事前に申請をしていただいて、購入していただいて……

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

申しわけございません。説明が二転三転いたしまして。再度確認をしたところ、昨年度も事前に申請をしていただかないと、補助金をもらえらと思って購入されて、もらえなかったというような事態が起きかねませんので、そういうことになりますと市民の方に混乱を来します。また、予算をオーバーするわけにもいきませんので、今年度も事前にまず申請をいただいて、当然購入する時点で少し申請額と変わったりします。実際安いものを買ったり、高いものを買われたりすることがあると思いますので、ある程度予算の範囲内に近づいてきたら、もうそこで申請を受け付けないということで進めたいと思っております。基本的には先着順という形で広報を近々にも予算が通れば進めたいと思っております。

○本田委員

ここは正式な委員会ですからね、説明というのはきちんとしてもらわないと、二転三転させて済みませんというようなね、そういうレベルじゃないんじゃないですか。ちょっとそれは皆さんがこれだけの予算を通そうという真剣さが足りないというふうにはかね、僕たちには思えないんですが、やっぱり市民の皆さんにしてみればですよ、どこに——環境課にとりに来いと。じゃ、その事前申請書も環境課に市民の皆さんはもらいに行かんといかんわけですね。その確認。

○環境課職員

申請書につきましては、ホームページの中にファイルがありますので、それで申請書を記入していただいて申請をすることはできます。以上です。

○本田委員

それはネットにつながる人はそれでいいでしょうよ。でも、お年寄りの人とか、やっぱりこういういい制度があるからこの際やりたいと思った場合に、とりに来なければならぬ、事前申請書から、事前申請書をとりに来て買いに行つて、また申請書を書いて、そして最高5,000円までもらえるわけですね。だから、そういう手間暇というのをやっぱりかけないかんわけ、つまり2回環境課に来んといかんわけでしょう。その事前申請書をもらいに来て、それをまた出しに来て、そして買いに行つて、本当の申請書をまた書いてと。3回か。3回、最低3回環境課に足を運ばんといかんのでしょうか。その辺のことをちょっと。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

基本的に先ほど申し上げましたように、事前にどれくらいの方が購入されるか把握する必要がありますので、窓口としては環境課一本でいきたいと思っております。そちらのほうで、まず事前に購入する意思の確認をまずはしたいというふうに思っております、申しわけございませんが、事前申請という形で購入予定をお知らせいただいて、その時点で、まだ補助になるかどうかということをお本人のほうにお答えした上で購入していただくという手続をとりたいと思っております。



そういった意味で、当然やっぱり領収書を添付して来ていただくという二度手間にはなりませんけれども、そこは混乱を来さないように、事前にどれくらいの購入予定があるかを確認をさせていただきたいと思います。

○江頭委員

先ほどの、今、副部長ね、説明と違うですよ。これ事前にこの金額に達しようとしたら、最初の言い方はね、一番最初の今の言い方の前は、この申請がその予算額に近づいたら打ち切るとかいう話をしていたんですよ。今、違ってきますよ、言い方は。まず事前ということは、申請を出して、事前にそれだけがあって、そこから皆さん方が購入というふうな形に聞こえはしないですか、今の言い方をしたら。要するにこれは一番最初の質問のときに、もう予算に近くなったら打ち切るみたいな言い方をされたじゃないですか。でも、今は事前にまず申請をとるということは期限を設けないといけないようになるでしょう。これに対してどうですかと、皆さん方に何月から何月までに申請をしてくださいと、購入の意思がある方はと。そういう形ですと、万が一、この予算額より多くなった場合とかですね。先着順ということは、申請をとにかくして、購入をすることが先着順なのか、申請が先なのか、そういうことがいろいろ混乱してくるんじゃないですか、今のような状況できちんとしていないと。その辺が、私たちでも聞いていて混乱するよなって、もう混乱しているんですけどね、今。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

済みません、ちょっと説明不足で。基本的に事前に購入したい意思を示していただいて、当然その時点でまだ予算が十分にまだ余裕があるということであれば、すぐに購入していただいて、領収書を添付して請求をしていただきますが、ある時点で予算が厳しくなってきたという時点では先着順という形で、その後の申請に関しては、もう予算がありませんという形で切らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

○黒田委員

こういうたぐいはね、先着順とかなんとかじゃなくして、何月何日から何日までということで、もしもね、ふえるとするよ。ふえたとするならば、それは補正を組むとか、そういうことをしないとね、先着順で、例えばですよ、並んだと。100基して、150人並んだと。「ああ、50人は済みません、先着順でだめでした」と、そういうことには行政はなりませんよ。そういうやり方は余りよろしくない。だから、やっぱり日にちを決めて、もしも恐らく、大変いいことだから、ふえるかもわかりませんので、それを見込んでね、予算を足らんぎ補正を組むぐらいのね、そういう姿勢じゃなからんば行政はだめですよ。どうでしょうか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

御指摘ありがとうございます。ちょっと今の御指摘を受けて考えているところは、まず、やり方としては、先ほど言いましたように、ちょっと今から研究をさせていただきますが、

まずは期限を切って、第1回目、第1回目の受け付けという形でまずやってみて、その期限というものについては、基本的には予算をオーバーしないような範囲内でまずやってみて、2回目とか、受け付け期間を決めるような方向も少しちょっと検討をしてみたいと思います。今ちょっとはつきりこうということは言えませんが。

○山口副委員長

22年度の実績は100件が受け付けから2日間で完売状態になったと言われたじゃないですか。じゃ、今言われたことはね、私は成り立たないと思います。どうですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

その受け付けの期間も含めて、ちょっと今御指摘いただいたことを我々も研究材料として、少しちょっと、最初に申し上げた先着順で期間を切らずにというやり方が本当にいいのかどうか、もう少し制度を研究させてください。

○江頭委員

さっきも本田委員が言ったんだけど、これ予算計上しているんですよ。そういうね、副部長が今の一言でね、今から研究だとか、そして思いつきで、こうやった場合はこうだなどという思いつきで言うようなね、あれじゃないですよ。何のためにこの予算を上げているんだって。実際ね、本当にそれはむちゃくちゃいい加減ですよ。審議できないよ。もう本当休憩。もうちょっと整理せんとね。

そしたら、もう1つ質問します。これ23年度でもう先々の計画ないですよ、この部分ではね。だから、補正が、例えば、多くなった場合に、今、例えば、黒田委員が言われるように、補正でもというような気持ちで本当にこの計画、省エネに対するね、ことも考えて、環境のことも考えて、こういう予算をつけているんでしょう。だったらね、やっぱりその先々のこともやっぱり考えながら、こういうのをただ思いつきみたいじゃなくて、本当に去年、1つは、このLEDに対しての市民の関心が高くて2日間で終わったんでしょう。だから、今度1,000人対象ぐらいの形でやろうとしているんでしょう。だからね、もうちょっと本当は、あなたたち計画を立てて予算組まないと、こんなやったら、こんな審議やりよったら、時間、本当一日かかったって、私たちでつくっているようなもの、みんなで。そんなあれじゃないでしょう、やり方は。

○原口委員長

暫時休憩したいと思います、いいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、はっきりとした回答、答弁をよろしく申し上げます。暫時休憩します。

◎午前11時29分～午後1時12分 休憩

○原口委員長

それでは、再開をいたします。

○平尾環境下水道部長

家庭用白熱電球取り替え促進事業、いわゆるLEDの補助事業の実施につきまして説明が混乱いたしまして申しわけございませんでした。改めまして私どものほうでその手続等について整理を行いましたので、説明をさせていただきたいというふうに思います。

LEDの補助申請の手続につきましては、去年のことを踏まえまして、市民の混乱をできるだけ招かないことを念頭に、事前の広報、周知等を徹底した上で、一定の期間、事前の申請を受け付ける期間を設定して行いたいというふうに考えております。

具体的な受け付けの流れについては、担当課のほうから説明させます。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

それでは、家庭用LED電球の補助金の流れを御説明申し上げます。

まず、23年5月1日の市報で市民にお知らせするとともに、ホームページにアップをいたします。申請の受け付け期間を6月1日から6月30日までの一月間とします。もしこの間に予算の額に達した場合は受け付けを終了いたします。受け付けの日から30日以内に実際に物品を購入していただき、購入後15日以内に補助金交付の請求をしていただきます。以上が補助金申請及び交付の流れでございます。

○黒田委員

ちょっと確認ですが、6月1日から30日ということでしたんですが、それも1,000件分かな、約1,000件分だったかな。1,000件分だったですかね。その期間過ぎたらね、打ち切るということをきちっと広報紙に広報しますね。その確認だけ、1点だけ。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、市民の方が期待感を持って来られたときに、だめだよということが一番混乱の原因ですので、30日で打ち切るということで広報をいたします。

○黒田委員

説明ではね、途中で達したらさ、打ち切るということだったからさ。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

済みません、言葉足らずでした。受け付け期間は6月1日から30日までとします。ただし、その期間内に予算に達した場合は受け付けを終了いたします。

○黒田委員

それを広報をきちっとするねと聞いたと。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

その点、確実に広報をいたします。

○本田委員

そしたらですよ、6月30日までにならなくても、予算を上回ったら、そのときに複数の人が来ていたら、「はい、あなたはここで終わりました」というやり方をするんですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

予算の限度額に達しそうな場合につきましては、速やかにホームページ等で予算の限度

額に達しましたので受け付けを終了しますという広報をいたしたいと思います。

○本田委員

いやいやいや、そうじゃなくて、だから、例えばですね、これは598万9,000円あるじゃないですか。ずっとやってきて、598万円になったなと思ったときに、あと9,000円しかないとしたときに四、五人申請に来たという、例えば、窓口からね、ずらっと並んで何人も申請に来たといった場合はどうするんですかと言っている。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

基本的には予算の範囲内で打ち切るということですので、その時点で受け付けは終了し、お断りをせざるを得ないと思っています。

○本田委員

それはあんまりでしょう。だって、「ここまではいいですよ」、「あなたは、せっかく来てもらったけど、ここで帰ってください」って、そんなことを言うんですか。それとも——いやいや、だからですね、例えば、その日に来た人までぐらいは受け付けてさ、幾らかなりとも補正を組むとか、そういう考え方はないんですかということですよ。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、その受け付けを毎日集計していきますので、1日2日前にはもうオーバーしそうだというのはわかりますので、その時点で打ち切りますが、先ほど申しましたように、予算の範囲に達する前にできるだけそういう広報をしたいと思いますが、それでも何日まで受け付けを終了しますと事前に公表をしますが、その時点で、その後に来られた方についてはお断りをせざるを得ないというふうに思っています。

○本田委員

ちょっとこういう論議はしたくない。つまり予算を余らせたいという意味じゃないですか、そういう言い方は。市民の皆さんにこれだけのエコのことをお願いしますよ、これだけ補助金出しますからやってくださいよと言うのであれば、そこは1人2人余ったってね、何千円の世界でしょう。それくらいね、補正予算で出せないわけですかね。それともこの598万9,000円というのを金科玉条のように守ってね、もうこれ以上びた一文出せませんよという、そういうスタンスでこの事業をするんですかね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然需要が大きい場合については、その時点で流用できる財源があれば流用をしたいと思いますし、補正も含めて検討したいと思います。

○本田委員

そんなら、最初からそが言えよかじゃなかですか。予算の範囲内で絶対終わらないかんみたいな話をせんでさ、きちんと受け付けだけはして、多少の足が出て、それは補正で対処できますって何で言われんと。部長どうですかね。

○平尾環境下水道部長

ちょっと説明が不足して申しわけありませんでしたけども、先ほど副部長も申しましたけども、そういったオーバーするという事態になりましたときには、その時点でもっと見込まれるということがありましたら、補正も含めて考えたいというふうに思っております。

○山口副委員長

さっきの場合はもう6月から始めて、1カ月間の期間の中に殺到したといった場合が今議論になっていましたけれども、もし6月1日から1カ月間で予定の500万円に達しなかった場合、その後のことはどうされますか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

予算の残額の状況を見ながら、また新たに期間を設けて、同じようなやり方をする場合もあると考えております。

○原口委員長

この件についてよかですか。

(「この件についてはよか」と呼ぶ者あり)

それでは、午前中の積み残しの分についての説明をお願いいたします。

○古賀循環型社会推進課長

廃食用油の当初計画ということで、資料提出ということで申し上げておりましたけども、環境下水道部2ですね、一枚紙ですけども、これをごらんください。

事業の概要、目的、時期については、1番、2番、3番については記載のとおりですが、4番の再生燃料プラントの製造量としては、当初計画で1日800リットルの2基で1日1,600リットルと。5番の再生燃料使用量ですけども、清掃センターで9万5,000リットル、市営バスで23万4,000リットル、合計の32万9,000リットルということで当初計画を立てております。

それと、予算議案、資料3の257ページですけども、257ページです。廃棄物処理施設建設基金の推移ですが、平成19年度が5億2,420万円、20年度が5億2,570万円、21年度が5億2,660万円、22年度が5億2,730万円となっております。以上です。

○原口委員長

この件についてよかですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに。

○本田委員

資料番号6の33ページ、電気自動車充電設備設置事業の中でちょっとお尋ねしますが、これは1カ所です、同時に何台充電できるようになっているのでしょうか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

基本的に1台です。

○本田委員

ということは、2台、3台と来た場合は30分待っておかないかんわけですね。ということで理解していいんでしょうか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

はい、そのとおりです。

○本田委員

これは有料で使うようになるんでしょうか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

今、電気を売るということができませんので、基本的には無料というふうを考えています。ただ、電気代としては取ることができませんので、駐車場台なりの名目で取ることになると思います。

○本田委員

その場合の料金設定はどうなっているんですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

今のところまだ未定です。

○本田委員

いやいや、未定というと、これは、済みません、じゃ、いつ設置するんですかね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

やまびこの湯につきましては、来年度の末、やまびこの湯の改修が完成した時点で、市内の中心市街地につきましては、幾つかの候補地がございますので、そちらのほうと協議を進めた後の設置になるというふうを考えております。

○本田委員

金額だけ予算として931万円ついているんですが、しかし、場所もわからん、料金の設定も決まっとらん。じゃ、それはいつごろ決まって、料金設定とかも一体いつごろ決められるんでしょうか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

基本的には、やまびこの湯、それと中心市街地については、設置される管理者のほうと協議し、新年度速やかに決定したいと思っております。

○本田委員

だからさ、いつごろですかと聞いているじゃないですか。速やかにとか、そういうあいまいな答えじゃいかんですよ。何月ごろみたいな感じをしないと、じゃ、全く出たところ勝負でこういう事業をされるんですかということにまたなりますよ。

○環境課職員

中心市街地の設置につきましては、ことしの夏ぐらいなので、5月か6月ぐらいにそういった設定をするという形になると思います。やまびこの湯については、来年度の後半に工事がありまして、4月から供用開始ということで聞いておりますので、それに合わせて急

速充電器を設置します。その際に当然その料金の設定というふうなのも協議が5月ぐらいにあるということになります。

○本田委員

ここは正式な委員会ですから、やっぱりもっとね、丁寧な答弁をお願いしますよ。こっちから何遍も切り返してさ、そういう具体的にいつごろなんていうことが出てきちゃだめですよ。最初からわかる人が答弁してくださいよ。時間の無駄ですよ、こんなやりとりしていてもさ。

○江頭委員

やまびこの湯の再開は平成24年4月からですよ。3月まで、23年度の3月まで休館、改修工事があるから休館なんですよ。ということは、これは実際的に24年度の事業でも間に合わんということはないわけですよ。実際ね、タイムスケジュール的からいってね。今回これを上げたその理由。

それともう1つ、何でやまびこの湯なのかという。何で東与賀支所と——3台はどこだったっけ、電気自動車は。本庁舎2台に環境センターと東与賀支所に1台ずつでしょう。何でやまびこの湯なのかという、その設定した理由。2点お願いします。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

本庁舎と東与賀支所、環境センターについては、基本的に普通充電器で、夜、充電するというふうを考えておまして、この急速充電器については一般の使用者の皆さんに充電をしていただくというふうな考えで設置を計画をいたしました。

やまびこの湯という設置の場所の選定理由なんですけど、実は県のさまざまな設置場所、県も当然、設置を進めております。そこにありますように、市内のコンビニとかJRの佐賀駅、空港。その設置を見たときに、北部地区に1カ所もございませんでした。そういう意味で、北部地区の中で最も設置に有効な場所はと考えたときに、我々としてはやまびこの湯が一番適当ではないかと考えたところです。まずは1つ、やまびこの湯に設置をしたいというふうに考えました。

(発言する者あり)

当然4月からの供用開始になりますが、工事についてはもうその前にしておいて、4月1日からすぐに供用開始できるようにしたいと思っておりますので、来年度予算でお願いをしております。

○黒田委員

本田委員の質問と関連をしますが、こういう出し方はね、委員会に対してですね、何もならんとですよ。本来ならば、この前に、どこに設置をする、どういう金額をとるといふのを出して、試算をして提案をしなくちゃ、されんじゃないですか、漠然としてさ。つくりまますよ、よかけんつくりまますよって、そういう提案の仕方はやめてくださいよ。当然ある程度煮詰めてこないとね、私たちも真剣に討論しているわけだから。そこんたいについ

てはさ、部長どうですか。こういう出し方をされる自体は、私はね、不愉快ですよ。部長どうですか。

○平尾環境下水道部長

充電設備の設置場所について、具体的でない。それから、その後の使用料金についても今のところ提示できないということについては、申しわけないと思っております。

○黒田委員

申しわけないで済むこと。金を使うわけですよ、市税を。ちょっとわからんかな。そのためにはね、金をこれだけかけてつくりますと、そして収入がね、これくらい入りますと、見込みでね。それで、だからつくりますという理由になるんですよ、本来ならば。電気料は取られんもんですねって、駐車場代は取れますもんねって、そういうあいまいなことをさ、ようこれで提案できるかなというふうに思うんですけどね。もっとしっかりした提案をしてくださいよ。まして新規ですから。みんな関心あると思うんですよ、自動車ね。いいなと私も金があれば買いたいなと思っているんですけどね。みんな関心あると思う。買った人おられたら関心あると思うんですよ。そういう人は、ああ、行政は頑張ったと思うばってん、具体的なことが何もなくてさ、漠然と「ああ、よかけんしゅうかね」というじゃさ、私たちも市民も説明聞かんですもん。「どがんですか、場所はどこですか」、「ああ、まだちょっと今決めるですもんね」って。そがんことでは、やっぱりね、市民に対して説明つかんのじゃないの。部長どうですか。

○平尾環境下水道部長

やまびこの湯の中でのどこの場所にどうするかとか、そういったこと、具体的なことがまだ確かに決まっておられませんけども、やまびこの湯を設定した理由は、先ほど副部長も言いましたけど、北部ということでありましたけども、実は福岡からの誘客ということも当然考えまして、福岡で電気自動車を購入された方が山を越えてあちらにいられて、あそこで充電できるのではないかと。それにリニューアルも考えていらっしゃるようなので、そういった意味での集客対策の一助になるのではないかという面もございました。それから、中心市街地については、中心市街地へのできるだけ集客を多くの人にに来てもらいたいということで、商業振興課と協議して幾つかの駐車場をリストアップしていただいております。ただ、そこが有料なのか無料なのかということはまだ詰まっていない段階でございますので、申しわけありませんけども、中心市街地とだけここで書かせていただいているところでございます。申しわけございません。

○嘉村委員

今、本田委員、そして黒田委員の御指摘のとおり、ちょっと中身がね、詰められていない、余りにもという感じがいたします。そういう中で、設置者、ここのですね、市と県というふうに両方で設置するわけですけども、そういうことでしょうか。佐賀市が設置する、これは県が設置するという意味じゃないんですか。どういう意味。



○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

33ページの記載のことの御質問だと思います。設置者、県で、来年度県が予定しているところが佐賀駅とか佐賀空港ということでございます。

○嘉村委員

それで、料金設定の話が出ましたけどね、これ県とも当然料金は合わせられるんでしょう。そういう協議もなされていないんですか。だって、片や県は安い、あるいは逆もあるかもわからないけど、そういうことでね、きちんと、やっぱり同じ行政ですから、県と市の違いはあるけど、基礎自治体の。その辺の協議もなされていないというならね、これはちょっとね、余りにもずさんかなという感じしますよ。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、設置場所等につきまして、県の情報を得ながら、我々もじゃどこが少ないかということで設置場所も検討しましたし、その時点で、今の時点で電気代という形で取れないので、じゃ、どういう形でお金を取るかということにつきましても、県とも協議中であります。ただ、現実的に県のほうも、現時点でどうするということが決まっておられませんので、そこは今後とも協議をさせていただきたいと思っております。

○嘉村委員

料金だけの問題じゃなく、やっぱり県のほうもやるわけですからね、ここら辺のところは密にやりとりしながら、キャッチボールもしながらね、お互い、両方は金額が違うとか、何かが違うとかないようにね、これはしっかりやっぱりやっていただきたいと思います。早急にやっぱりね、これは詰めてください。

○野中委員

先ほど来から上がっているんですけど、これ基本的にですよ、全体のやっぱり全体像というのが見えないんですよ。だから、佐賀市で単純に小出しで設置していくみたいな形にしか、やっぱりちょっとこの計画では見えない。だから、いわゆる何かというと、この電気自動車といっても、結局、これはここに書いてありますように、1回の充電で、急速充電で結局120とか180キロぐらいまでは走行できるけども、実際、じゃ、その例えばたどり着いたときに、またそこで充電しなければ帰ってこれないわけじゃないですか、単純に考えてですよ。だから、佐賀県内のいわゆる全体計画がどがんかっていて、また佐賀市内ではこうなんですよみたいな、そういったちょっと計画がですよ、ちょっとこれだけではわからないですよ。だから、そこら辺はどうなっているんですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

まず、佐賀県の計画といたしまして、佐賀県が先般EVタウン構想というのを発表をいたしております。その中で、具体的な数字を申し上げますと、3年後にエコカー、これはプラグインハイブリッドと電気自動車含めてですけれども、約1,000台を目標にしたいということでございます。で、その1,000台を目標にしたときに、当然それぞれの持ち主の

ところには普通充電器は設置されますでしょうが、急速充電器の設置が必要になってきます。本年度、今年度ですけれども、ファミリーマート等7カ所、県内ですけど、7カ所に設置をする予定で、その後、来年度以降、普通充電器スタンドも含めて、50カ所以上を目指したいという、その中で、佐賀市として、その計画とリンクしながら、普通充電器、また急速充電器の設置をそれぞれの拠点で進めていきたいというふうに考えております。

○野中委員

そしたら、これは協議的には県と、例えば、定期的に今やられているということですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

つい先般、佐賀県EVというのは電気自動車、PHV、プラグインハイブリッド車、これの普及推進協議会を設置をして、その中で協議しております。ちなみに、この中にはそれぞれの自動車関連会社等も入っておりますし、自治体もすべて入っております。

○野中委員

ちょっと確認ですけど、1,000台というか、数字が今ちょっと目標数値出てきたんですけど、実際今市内で何台あるんですか。所有台数、把握されている分で。

○環境課職員

現在、市内に電気自動車が30台ほどあるというふうに聞いています。

○本田委員

やまびこの湯と中心市街地に1カ所、この1カ所というのは民有地を借り受けて、そこに幾ばくかの家賃じゃないですけども、そういうお金を払って借りるというイメージでよろしいのでしょうか。

○環境課職員

やまびこの湯は市有地ですので——ああ、中心市街地ですね。中心市街地については、駐車場設置者のほうと契約を結んで設置をして、駐車場代については、民間のほうで駐車料を取るというふうなことを今のところ考えております。

○本田委員

そうじゃなくって、民間の土地を借りるわけですから、そこに賃借の契約が発生するんでしょうかということです。

○環境課職員

賃借の契約は発生します。

○本田委員

すると、幾らかお金を払って、その土地を借りるわけですね。すると、そこに幾らかお金を払って契約をされるということですが、ここに計上されているのは工事請負費だけなんですけども、その中に土地の借り代もこの中に入っているという理解でよろしいのでしょうか。

○環境課職員

現在のところ無償で貸与の契約をして、駐車代はその民間の駐車場収入に入るというふうなことを考えております。要するに市がその駐車場に設置をすることによって、電気自動車を中心市街地のほうに駐車場として駐車が入りますので、インセンティブになるというふうなことで考えています。具体的な話については、また先ほど申しましたように、話をしていくということに考えております。

○黒田委員

要するに無償ということであればですよ、今の30台って、市内に何かあるということですけども、今それぞれ自宅で充電しよらすわけですよ。そしたらさ、どうして中心商店街にその方が来るんでしょうか、その車が。家で充電すればいいでしょう、そういう設備のあれば。何もつくる意味というのがちょっとわからんけど。どうですかね、そこはちょっと。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然それぞれの車の持ち主は自宅で充電をされると思います。ただ、ちょっと長距離になりますと、やはり充電しておかないと本当に帰れるだろうかという不安感がありますので、どこか充電できる場所はないかといったときに、そういう急速充電器があるところで、とりあえず充電をしていただくという、そういう形になると考えております。

○黒田委員

遠出するときですね。しかし、ある程度、仕事終わって帰られて、一晩でも自分のところでされとってね、どこか行かれるわけだから、そこは使わんわけですよ。その中心商店街は来んわけですよ、遠くに行かれる人は。何かその根拠がちょっと今わからんごとなつたですね。どうでしょうかね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

我々が考えているのは、どちらかという、急速充電器を使われる方は、市内の方じゃなくて市外の方で佐賀市中心街に来られたときに、残りの電気が不安なときに急速充電器で充電をするという形になるというふうに考えています。

○嘉村委員

先ほど説明されるときにね、経済部とのやりとりもあるんですという話をされておったわけでしょう。だから、そういう中心街に人を来てもらおうという目的なんかもあるわけでしょう。だから、そこら辺のところもさ、もうちょっとどういう協議をして、ここに設置するのかということも含めてさ、説明してください。ちょっとまだね、十分説明が足りていない。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、商業関係で中心市街地の活性化ということを考えておきまして、そういうことに寄与するように、いろんな遠くから電気自動車が集まってこられる方が安心して佐賀市内に来ていただけるような、そのためには電気自動車の急速充電器は必要であろうというふ

うに考えて、市内の設置を検討しているところでございます。

○山口副委員長

先ほどの賃貸借のことでもう一回ちょっと確認です。私、よくわからなかったのは、この機械、充電器そのものは無償でということだったですね。で、そこにとめる車は、その駐車場のというか、その土地をお持ちの方が駐車場代としてお取りになるということの間違いないですかね。もう一回確認です。

○環境課職員

そのとおりです。

○山口副委員長

そしたら、例えばですよ、普通のガソリンスタンドのことを考えた場合はですよ、ガソリンを満タンに入れようと思っても二、三分で大体済む話なんで、後から車が来ていても、すぐ入れかわりできますよね。ところが、この機械があるそばに車をとめる。30分かかるからといって、30分ずっとその方が待っておかれるかという、そうじゃなくて、例えば、そこが駐車場だとすれば、その間を利用して、例えば、お買い物に行かれたりとかいうことだって十分考えられますね。そしたら、30分どころか、2時間、3時間たってもこの車が動かない限りは、ほかの車が来ても充電できないということになってしまいませんか。そのあたりどのように考えていらっしゃいますか。

○環境課職員

この急速充電器については当然1台しか充電できませんので、そこについては、ほかの、例えば、市役所に置く公用車の充電設備であったり、ほかのコンビニエンスストアの充電器であったり、そういった案内になってくると思われます。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、急速充電器を設置する場合につきましては、30分でほぼ満充電いたします。ということは、30分以上そこに長時間放置されると、急速充電器のせっきくの能力を生かすことができません。したがって、例えば、駐車場に設置する場合については、その駐車場の管理人と協議をさせていただいて、例えば、充電が終わったときには移動させていただくとか、そういう方法を当然駐車場の方と協議をさせていただくということになると思います。

○山口副委員長

そしたら、具体的に言うと、もう管理人がいらっしゃる駐車場で、そのお客様からかぎを預からないといけないということになってしまいますよね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

基本的に当然1台しかできませんので、コードが届く範囲には大丈夫ですが、届かなくなると、やっぱり移動させなくてはならないということになってきます。

今、基本的にはコードの長さが7メートルということですので、全く1台だけというわけ

じゃない。ただし、そのやっぱり数が限りがありますので、できるだけ急速充電器を遊ばせないということが一番ですから、そうなってくると当然そこでだれかが動かす人がいないと充電器が十分に機能しませんので、そこについては、さっきおっしゃられたように管理人がおられる駐車場とか、そういうところのほうが充電器は有効に使えます。そういう形で考えておりますので、そういう能力のあるところとの協議になるというふうに思っています。

○嘉村委員

済みません、ちょっと理解不足な点が私があったから確認しますが、先ほど言われていた料金、料金というのは、電気代はもらえないとおっしゃっていたですね。だから、駐車料金、駐車料金だけ。じゃ、料金設定も何も相手の言うとおりにじゃないですか。つまり、今おっしゃったように無人じゃ無理でしょうから、管理人がいる駐車場を借りる。1時間当たり200円だと、あるいは300円のところもあるかわからない。100円もあるかわからない。じゃ、向こう任せということですね。駐車料金だから、料金設定というのはそれしかないじゃないですか。多分ちゃんと県とも合わせて同額にするのかなというふうに思っていて先ほど聞いていたわけですよ。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、設置する駐車場のさまざまな事情、そこに制約される部分もあると思います。ですから、あくまでこちらが一方的に決められることではないけれども、ただ、先ほど言ったように、いろんな駐車場で全然値段が違うというのは、今後やっぱり混乱を来すでしょうから、方向性としては、できるだけ統一したような負担になるようにしていくことが望ましいと思っておりますので、ただ、正直申し上げまして、今から急速充電器というのは初めて設置するということですので、想定されるいろんな問題について検討しながら、料金についてもそうですし、先ほど来申し上げました充電の仕方についても、我々の今想定では、そういう形で、できるだけ急速充電器を遊ばせないという方向で考えております。ただ、片方で、じゃ実際に来年度に何台ぐらい充電しに来るのかというのも、正直申し上げまして、今のところどれぐらいの数なのかなというのはよくわかっていないところがありますので、そこはある程度実際に運用しながら研究を重ねていくということも一方で言えるかと思っています。

○嘉村委員

それはそれでいいんですけど、料金設定というのは、でこぼこあれば、ひとつ一定額合わせるよ。その場合、高ければ佐賀市から、例えば、50円とか100円抛出する可能性もあるよということですかね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

先ほど申し上げましたように、さまざまな可能性があると思っております。まずは設置した後の状況等も見ながら、今後もいろんな検討が必要になってくると思います。

○嘉村委員

そしたら、当面、料金というのは駐車場の料金ですよということでもいいんですね。今の話からすると、そうでしょう。その後、状況を見きわめて、その料金をどうするのかは考えていきたいというふうなことなのかなと思いましたから、それで間違いありませんか。

○環境課職員

間違いありません。

○黒田委員

そしたらよ、僕は余り議論に入るつもりはなかったんですが、民間の駐車場とおっしゃいましたね。そしたら、他のところとさ、駐車場のさ、不公平にならない。行政がするのにさ、あるAという駐車場にさ、設置をするでしょう。そしたら、将来的に県は1,000台とかなんとかって今言わしたばってんさ、そこに全部駐車場、電気自動車を持ってさ、駐車に行かんばいかんわけですたいね。その駐車するか充電するかは別にして、そこを利用せんばいかんごとなるわけですよ。そしたら、市がさ、Aという駐車場にね、有利なことをしていないかなという気が率直にする。設置場所が公の場所であれば、そういう問題は全然ないけれども、Aという駐車場に設定した場合に、そういうことが起きらないかなという心配をするんですが、どうでしょうか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、1台目ですので、そういう考え方もあると思いますが、今後、とにかくだんだん広げていくというその一番スタートですので、そこは少しほかの駐車場との違いというのは出てくるだろうと思います。

○黒田委員

普及という意味ならね、公的な土地に、電気代は無償とおっしゃるわけだからさ、そこにつくってさ、どうぞ来てくださいてしたほうがよっぽど普及しますよ。という気がします。そういう普及を、充電代も取らない、無料にするというふうにおっしゃっていますから。私は自動車によってさ、またこれは公平性に欠けるというような気がしますけれども、しかし、そんなふうにおっしゃるのであれば、ちょっとまだね、私も納得せんというかな、理解しがたいところがあるですね、そういうことであれば。普及だったらもう割り切って、ぱっとつくってね、市役所の土地につくるとか、公的なところにつくってさ、どうぞ電気料は無料ですから、充電は無料ですから来てください、どうぞというのがよっぽどいいですよ。その点どうですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

先ほど申し上げましたように、片方で中心市街地のお客さんもふやしたいという両方の思いがあって、中心市街地に一番便利な駐車場ということを考えてときに、やっぱり民間のほうが多いのかなということで、今、御提案の中では民間ということ想定しております。当然やっぱり、じゃ、最初につくるところとほかのところとちょっと差が出るのでは

ないかという御指摘はごもっともだと思います。それは今後、こういう急速充電器を順次広げていくときのワンステップだというふうに考えております。

○江頭委員

私もちょっと頭が整理ついていないんですけどね、もう一回確認します。電気料はどこが払うんですか。駐車場経営をしているところは駐車場代金を取りますよね。この電気料はだれが払うんですか。

○環境課職員

電気料は駐車場の設置者が払う形になります、民間のですね。

○江頭委員

市が要するにお願いした駐車場の持ち主が電気料も払うわけですね。

○環境課職員

はい、そうです。

○江頭委員

ということは、その電気料と駐車場代がプラスで払うというわけですね。ただ市は、そしたら、この急速充電器を設置するだけですね。それを今からどこかの駐車場にお願いしに行こうと考えているわけですね。そういうことでいいんですね。

○環境課職員

そのとおりです。

○本田委員

今、部長の答弁で非常に矛盾しているなと思うのはですよ、初めてつけるんだから、いろんなことがまだまだわかりませんよと、試行錯誤ですよと言いながら、片方では中心市街地にお客さんがたくさん来てもらいたいようなために、いわゆる集客力のためにやりますよということを両方賄いたいというような意味合いの答弁をされましたけど、それはやっぱりちょっと無理じゃなかですかね。例えば、その駐車場にここに急速充電器がありますよというお知らせを県外の人にわかりやすくするためには、やはり佐賀市役所なら市役所に設置していますというような考え方が一番ノーマルではないかと思えますから、今から試行錯誤でいろんなことが出てくるかもわかりませんであるならば、この充電器に係る電気のコストも、行政がやはり自分の土地につくって払うべきであろうというふうに思います。来るか来ないかわからない人、電気自動車のオーナーのために、その駐車場の人はですよ、毎月電気代を払って、そこでやりなさいというのは、それは余りにもかわいそうというか、ちょっと市の事業としてやっぱりおかしいんじゃないかなと思いますけどね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

急速充電器のシステムについてちょっと説明を申し上げますと、急速充電器、普通充電器、急速充電器はもちろんです、ついた時点で、ナビにすべて登録して表示をするようになります。だから、電気自動車はすべて、どこに急速充電器がありますよということが

表示されるように自動的になるようになっていきますので、そこに急速充電器があるというのは電気自動車の持ち主の方はほとんどわかるというふうになっております。そういった意味で、集客力があると思っています。

○本田委員

そして、例えばですよ、充電をしたいと思ってそこに来た人は、その運転手の人が機械を使って差し込むんだらうというふうに思います。さっきちょっと言われたけども、それを30分したままにして、どっか出かけてしまったという場合に、次の人が、あれはもう30分たっているからもう抜いていいんじゃないかみたいなことが想定されるんですけども、そこら辺は考え過ぎと言われれば考え過ぎだらうけども、試行錯誤でよくわからないというのであれば、いろんなケースも考えておいていいと思うんで、必ず30分間もう車についてくださいというものなのか、そういう運用のやり方についてどういうふうに考えておられるのか伺いたいと思います。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

先ほど申し上げましたように、その方に30分そこにいてくださいというようなことであれば、なかなか運転者に不便をかけることになりますので、できればそこに駐車場に管理者がおられるようなところで、その管理者がプラグを抜いて、また隣のプラグに差し込むとかいうようなことをしていただければ、一番運転者の方にも有効に時間が使えるだろうというふうに思っています。

○本田委員

それは非常に都合のいい考え方で、24時間体制で管理人のいる駐車場なんてあるんですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

基本的には24時間というところはないというふうに認識しております。ただ、実際急速充電される方は大体お昼間充電される方が多くて、基本的にどこか出かけて、そこで充電をして帰るというパターンが最も多いのではないかとこのように思っています。

○黒田委員

ちょっとね、私ももうおかしくなるか、ちょっとね、あほらしかというか、そういう議論はね、あほらしいような感じするんですがね、中心商店街で集客力をするとするけどもね、JR駅にあるわけですよ。何もそこんたい行きませんよ。JR駅にあるなら駅にみんなすると思うんですよ。駅ということであれば。近くにね、その充電ね。そやけんさ、こだわらうけども、今30台しかないのにね、わざわざ900万円ぐらいの金をかけてね、設置される意味が本当にあるのかな、今の時点でですよ、今の時点で。ちょっと早いんじゃないかなという気がするんですよ。それは100台も200台も佐賀市内にね、電気自動車が普及して、ちょっとそれは足らんごたるということであれば、1台でも2台でも、それは5,000万円ぐらいかけてさ、ばっとつけてもいいけどもさ、ちょっと早過ぎるような、議論



がちよっと追いついて、私たちのあれが追いついていないのかな。ちよっとそこはさ、ちよっとわからんばってんさ、どうですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

自動車が普及するのが早いか、充電器が普及するのが早いかという話になるかと思うんですが、ちなみに例えば、日産のリーフ、今年度6,000台売る予定で、ほぼ全部予約に入っているということで、電気自動車の普及というのは、これから急速に進んでいくと思っています。また、ガソリン代が高くなった場合、電気自動車の場合はほぼ10分の1ぐらいで燃料代は済みますので、そういった意味で、これからどんどん普及が進んでいくんじゃないかと。ちなみにこの間もタクシーも電気自動車導入とかいうことで進められておりますので。

○黒田委員

そういう人はね、自宅で充電しますよ、はっきり言って。そしてね、そういうところは会社とか、会社の公用車とか、市も4台買われるとおっしゃる。公用車とか、そういうのがやっぱり初めは多いと思うんですよ。要するに普通の社長ぐらいの、そういう人が会社で買うとかさ、そういうのが多いというふうに思うんですよ。そやけん、ちよっとこの充電でいろんな諸問題が余りあり過ぎるような気がするんですね。だから、民間で、特に駐車場を選ぶという、中心商店街というねらいはわかりますよ。やっぱりなるだけ皆さんば中心に集めんばいかんと市を挙げてされているのは、それはわかりますけどね、果たしてそういうのにこういうのが今の時点で適しているのかなという気が、率直にして余り問題が多過ぎるような気がするんですが、どうでしょうかね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

今、電気自動車の普及で、一番やっぱり買おうかという人が二の足を踏むのは走行距離です。160キロ。160キロと言っていますが、これは普通に走った場合で、例えば、暖房を入れた場合、冷房を入れた場合、かなり落ちます。そういった意味では、本当にちゃんと行って帰れるんだろうかというその不安感が一番やっぱりネックになっております。そこを解消するためには、急速充電器の設置というのがやっぱり必要ではないかというふうに考えています。

○黒田委員

そこにわざわざ、それは関係ないんじゃないの。私は思いますよ。その普及とそのね、それは電気自動車の機能であって、機能はきちっとね、どのくらいぐらい、この満タンね、ガソリンだったら60満タンにしたらどのくらい走るってありますけどね、それはきちっと電気自動車に初めから機能ついているわけだからさ、それは全部わかった上で買われているわけだから、わざわざね、これをつける意味がね、そこに理由をつけるのがほんにおかしいんじゃないかなという気がするんですがね、どうでしょう。

○嘉村委員

余りこれだけで長くなっちゃいかんけど、いろいろ気づいたり、あれっという部分が出てくるわけですね。それで、今、30台とおっしゃったでしょう、市内に電気自動車が。これは営業車も含めてですか。つまりタクシーであるとか。

○環境課職員

営業車も含めてです。

○嘉村委員

普及のためにね、こういうのを設置したいという気持ちはよくわかるんですけどね。で、30台中ほとんどが営業車でしょう、タクシーとか。民間で持っておられるというのは、まずあっても一、二台ぐらいじゃないですか。というのは、何を言いたいかというとね、じゃ営業車はこれ使えるんですか、電気。タクシーが駐車場に20分か30分間急速で電池が切れたから充電したいと、電気を充電したいということで、これは利用できるんですか、営業車も。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、営業車の場合は自分のところに充電器がありますので、普通充電器ですけれども。できるだけそちらのほうで充電したほうが安くなりますので、そちらのほうを優先されると思います。

○嘉村委員

電気料と駐車料金、30分ですからね、多分大体市内200円くらいでしょう、1時間ね。30分で100円のところもあるかわからないけど、それは置いといてもね、電気料が安いかかわらんけど、30分で急速にできるというときにはね、やっぱりうっかりして充電できなかったとかいう場合は当然使われるケースもあると思うけど、その辺のところの仕切りというか、営業車だめですよ、民間だけですよというのはないわけ。想定できるじゃなかですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

ちょっと我々の想定では基本的には、急速充電というのは余り好ましい充電方法ではないというのが1つありましたので、普通の営業車の方は、基本的には自分のところで充電されるだろうと思っていましたので、ちょっとそこは想定を正直しておりませんでした。

○嘉村委員

想定できることなんですね。充電しとって夕方ぐらいに、大体車両というのはほとんど一日じゅう使っているでしょう、交代で運転手の方が。そうすると、夕方ぐらいまでに稼働させとって、夜の7時か8時ぐらい福岡まで行ってくれとか、遠距離もあるわけですよ。そういう場合にですよ、急遽やって、例えば、7時に電話あって、1時間後に、30分後に来てくれよという場合は急速しかないわけですよ。タクシー会社がそういうのを持ってあるといいですよ。多分持っていないでしょう、これつけていないですもんね。だから、利用されることも考えられるんです。そのときに営業車でいいのかという議論も当然出てくる

と思いますよ。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

今ところは急速充電器がメーカーのほうにございます。で、まずはメーカーのほうはサービスとして、すべて無料で充電させますので、まずはそちらのほうを優先されると思いますが、ただ、可能性がないわけではありません。そこは想定しておりませんので、そこはちょっと少し検討させてください。

○原口委員長

ほかに。

○江頭委員

この議論聞いていてですよ、先ほど、ちょっと前に黒田委員やったかどうか、例えば、民間の駐車場に設置というのは、例えばですね、これは電気自動車は今、副部長言うようにどんどん普及して、そしたら、それにこういうエコの形で市がこういうふうな急速充電器をもう要望がどんどん来ますよね、これはそのまま電気自動車の普及を考えると。そうした場合に、その駐車場、民間の駐車場で一番最初にやって、いや、もううちはしませんと。多分これはのべつ幕なくやっている、ずっとせないかんようになるわけですね、継続的に。そういうようなことはまず考えられないじゃないですか、実際ですね。だったら、やっぱりですね、設置場所は公的場所にしなくちゃ、やっぱり民間にやると、その一番最初に設置を、そういう条件で管理人を置いていたところがいいですからあそこにしましたじゃですね、民間の駐車場経営者にとってですね、これは問題になってくると思うんですよ。だったら、普及したらうちにもつけてくれよと市に必ず要求来ますよ、何とか対応しますから。そうした場合ね、これはやっぱり公的施設にですね、やっぱり当然考えるべきであって、中心市街地の活性化だからどうの問題じゃなくて、結局ね、後で問題が起きるようなことが今議論の中でしている中でですね、やっぱり考えられるから、これはやっぱりもう一回ですね、中心市街地の民間駐車場という問題は私は考え直したほうがいいというふうに思いますけど、どうですか。

○平尾環境下水道部長

今、中心市街地の民間の駐車場ということで、ちょっといろいろ経営的にも問題があるんじゃないか、場所は公的施設にということでございましたけども、中心市街地に客を呼び込むという目的はそれとして一方であるわけですが、じゃ、どこにするかといったことをまだ決めていないわけですが、中心市街地活性化をやっている商業振興課とこの後、協議をするわけですが、その中で、おっしゃるように市の施設、あるいは県の施設も含めて公的な施設があればもちろんいいわけですが、民間の駐車場の中にも中心市街地の活性化に資するような、例えば、ユマニテがやっている駐車場とか、それから中心市街地を見てみると、商店街がやっている、経営している駐車場とか、それから徴古館の駐車場とか、ある程度公共的な部分もある駐車場もありますので、ちょっとそれまで

含めて、商業振興課ともう一回協議させていただきたいと思います。

○野中委員

先ほど来いろいろ上がっているんですけどね、いわゆる市単独というより、県も含めてですよ、そういう全体の中でこの事業を進めていくというような形で先ほどあったんですけどもね、そうなってきた場合、例えば、県も同じようにこの設置場所、つけてやるということで、そこら辺の運用方法等の平準化というか、そういったのはどうなっているんでしょうかね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

先ほど申し上げましたように、県のほうも最近つけ出したということで、実際の運用方法について具体的にじゃこうしましょうというところまで決まっているかというのと、まだ決まっていない状況で、ずっと連携しながら協議を進めております。特に、まず設置場所等について、どこかに偏るといようなことはないようにということをやまず念頭に置きながら、まずEVタウン構想という将来的に佐賀県をそういう電気自動車が普及したまちに持っていくためにどのような方法が一番いいかということで、今後とも協議を進めたいと思っています。

○野中委員

先ほども黒田委員のほうからもありましたように、私もですね、ちょっとこの計画がですね、やっぱりちょっとまだやっぱり全体の計画が見えづらいというか、ぼやけた中で非常にわからない点がやっぱり多過ぎるんですね。だから、結論からいうと、やはりちょっと早いんじゃないかというのが率直なちょっと感じを受けているんですけども。で、やはり市単独というより、EVタウン構想ですかね、そういう構想の中でこういう事業を進めていらっしゃると思いますので、いわゆる県との連動性というものもやっぱり先ほどからも言われていますように、事業費そのものですよ、やはり県の補助とかそこら辺はあるんですかね。これを見る限りでは市単独の費用という形に見えるんですけど。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

この事業につきましては、基本的に急速充電器本体の半額を、大もとは国ですけれども、そこから補助をするようなことになっております。

したがって、その他のところの140万円、済みません、33ページの事業費のその他のところ140万円、これが、基本的に140万円程度本体がします。その半分の2基ということで、140万円の補助ということでございます。

○野中委員

ちょっともう一回、ちょっとそこをもう一回詳しく。

○環境課職員

経済産業省からのですね、媒介を受けましたクリーンエネルギー自動車整備導入補助金というのが、急速充電器の140万円に対して70万円の補助があります、1基当たりですね。

それがその他の分です。

○黒田委員

今、国の補助を1基70万円か、本体の分をもらうということですから、国が示したのがないの、電気料はどうかと、基準は全然ないんですか。もう佐賀市が初めてするけんさ、何でん初めてのもんなのか、またほかの県も含めて、ほかの他の市も含めてね、そういうのがなかったのかどうか。

○環境課職員

2010年12月にですね、経済産業省と国土交通省が「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」というのを発行しております、これに基づいて、電気代は取れないけども、駐車場とか、そういったものでは取ることとはできるというふうなことで説明があります。あと充電設備を設置する場合の注意点であるとか、そういったものが詳細に書いてありますので、それに沿って設置をしたいというふうに考えています。

○黒田委員

そしたら、わざわざ民間のね、民間の施設に設置しなくとも、公的ところに設置しても、今私が聞いた範囲では該当するから問題ないんじゃないかなというふうに思うんですがね、どうでしょう。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

公的施設に設置することに、ガイドブック上は何の問題もありません。

○野中委員

そしたらですよ、経産省ですかね、経産省のガイドラインというか、そういうものがあるということなんですけど、これは全国的にこういったケースというのは、どこか先進的にやっけていっしょるところはあるんですかね。もう先にやっけている自治体。そういったのは参考にされたのか。ちょっとこの点。

○環境課職員

全国的には神奈川県茅ヶ崎市と京都市が設置をしております、急速充電器をですね。

○野中委員

そしたら、それに準ずるような形で今回、今いろんな駐車場とかの、民間に設置する場合とかのそういう計画になっているんですか。参考にしていっしょるんですか。

○環境課職員

はい、そのとおりです。

○野中委員

例えば、向こうの茅ヶ崎とか京都市ですかね、京都市のほうでこういった今議論で、私たちはちょっとまだ設置前ですからイメージがちょっとわからないんですけども、こういった問題点とか、いろんな課題点というのは挙がっているとか、そこら辺は何かありますか

ね、そういう聞いたところでは。

○環境課職員

茅ヶ崎市については、市庁舎の市営駐車場に設置してあります。あと京都市については、西京極の競技場ですかね、そこに設置をしてあります。

○野中委員

そしたら、両方とも公共施設ということで、民間はまだ前例がないということですかね。佐賀市が初めてということでしょう。

○環境課職員

民間に市が設置している事例はないですね。

○嘉村委員

いろいろ場所の議論ありましたけれども、ここに今33ページに書かれている、この場所については再度検討いただけるということですね。これが固定じゃないということですね。今、やまびこの湯と、特に中心市街地の有料駐車場とおっしゃったけども、これは再度検討いただけるということですね、場所については今議論がありましたけども。

それともう1つ、それと営業車は対象になるのかならないのか、どっちにしる。こちら辺のところもやっぱりね。

○平尾環境下水道部長

場所については、もちろん県のEVタウン構想の中での配置とかいうことも当然ありますので、ただ、おっしゃるように公共施設を中心に考えていきたいというふうに思います。それから、営業車については自社で賄うということだから、対象としないような方向で考えたいと思います。

○嘉村委員

県のEVタウン構想、僕は余り詳しくは知りませんが、これに全体像があるわけですか。その中で、佐賀市として、野中委員が最初にお尋ねしたように、全体構想があって、全体のものがあって、佐賀市をこうやってほしいという県からの意向とか、そういう打ち合わせの中でこれは進めているんですかね。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、県と詳細に打ち合わせをしております。じゃ、どこに急速充電器をつけるという、そういう詳細までは決まっております。ただ、例えば、県のほうはコンビニ等につけたいというような意向も持って相談はされております。ただ、そうなってくると、コンビニもコンビニで、向こうの都合もあるわけですから、実際どこになるのかというのは確定的じゃありません。ただ、数字として、先ほど申し上げましたように、2013年に1,000台で、2020年度までには販売台数の20%を電気自動車、またはプラグインハイブリッドに持っていきたいという全体的な構想があります。

○嘉村委員

いずれにしても、県とのあれもあるけども、今の分は佐賀市単独で考えられることですからということですよ。ということは、これ議案としてこういうところに設置したいとありますけども、これはもう一遍見直しますねと、再検討しますよということで受け取っていいんですかということです。

○平尾環境下水道部長

はい、そのように受けとめられて結構でございます。

○原口委員長

ほかにございませんか。

○本田委員

35ページです。燃えるごみ10%削減経費ということで、5,200万円という大金が計上されております。ただ、この問題はですよ、もう何十年もというか、10年以上前から言われてきたことだったと思います。それで、事業の概要として堆肥化、リサイクル、ごみ減量の啓発、資源化、それから集団回収ね、とありますが、たしか10年ぐらい前に問題になったのは、事業系ごみがどうしようもないんだというようなお話だったと思います。それで、この平成22年までにですよ、事業系ごみの量を減らすとか、そのごみの収集の実態の改善とかというのにどれくらい取り組んでこられたのか。それがないと、いつまでもこんな何千万円というお金をかけてこういう啓発事業をしていかならんようになると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。どういうふうな実績が上がってきたんですか、今まで毎年やってこられて。

○古賀循環型社会推進課長

事業系ごみにつきましては、多量事業排出事業所ということで年間36トンの事業排出しているところにつきましては、減量の計画書を提出していただいております。この分につきましては、かなり減量が進んでおります。

○本田委員

いやいや、減量が進んでいないから、こんな大きな予算を使ってされるんじゃないんですか。済みません。じゃ、家庭系と事業系の今のごみの割合というのはどれぐらいなんですか。

○循環型社会推進課職員

21年度実績でございますが、事業系3万1,921トン、家庭系5万9,046トンの割合でございます。割合から申しますと、事業系が65%、家庭系が35%でございます。——ああ、失礼しました、逆でございました。家庭系が65%、事業系が35%でございます。

それと、事業系につきましては、今鋭意取り組んでいるところでございまして、例えば、紙ごみでございますけれども、平成22年度から事業系につきましては、シュレッダーごみを燃やすということでは、もう持ち込みをして、搬入受け付けをしております。実際多量事業排出事業所に対してもですけれども、許可業者を通じて、多量排出でない事業所に

対しても指導といいますか、御連絡をずっとお願いして、その収集運搬の許可業者も協力をさせていただいた上で、分別の徹底を今行っているところでございます。また、生ごみについては、なかなか取り組みが難しい分もございませうけれども、佐賀市が施設を持っていないということもございまして、取り組みが難しいところありますけれども、それぞれの事業所において水切りの再度の徹底ですとか、分別に——ちょっと繰り返しになりますけど、今まで生ごみと紙ごみを一緒に出していたので、リサイクルできる紙ごみがリサイクルが進まない分もございましたけれども、その分別を徹底していただくとか、そのような啓発を事業所とともに今努力しているところでございます。

○本田委員

ということは、家庭系と事業系が逆転もうしていたということになりますが、それでも、例えば、平成21年に比べると4倍ぐらいの予算が事業費を計上されているわけですけども、平成21年と比べると家庭系ごみがとてつもなくふえたというふうな、それを何とか減量しなければいけないので、これだけの予算をつけてこの事業を行うというふうに理解してよろしいのでしょうか。どれぐらい、例えば、平成21年でいいですから、22年はこれだけふえたから、この削減経費をこれだけのお金を使ってしなければいけないんだというふうなことをお答えください。

○古賀循環型社会推進課長

佐賀市で24年度までにですね、対20年度比で燃えるごみ10%削減を掲げております。このため、22年度からですね、生ごみの堆肥化等に取り組む2つのNPO法人に減量化に対する方法等を委託して、減量化を推進しているところです。この委託料が21年度と比べてふえております。

○本田委員

ふえているのはわかっているんですが、じゃ、そしたらですよ、この委託料、確かに2,900万円ぐらいあります。この事業の概要を見ていくと出張講座等の開催と、1行しかなかですね、促進事業の中でですよ。コンポストはその下に書いてありますし、チップ化もどこかにあるんでしょうが、それだけのことをするために2,900万円という委託料をつぎ込まなければいけないのでしょうか。その委託料促進業務というのはどんなことがあるのか、ちょっと中身を教えてもらえませんか。

○古賀循環型社会推進課長

NPO法人が2つ、22年度委託しておりますけども、1つは、米ぬかボカシをつくって堆肥をつくると。そして、その堆肥をもって野菜や花をつくるということで、生ごみを堆肥化するという方法です。それとあと1つの分が分解型ということで、消滅型ですね。くうたくんと言っておりますけども、団地とか庭がない方、家庭ですね、そちらのほうにお勧めしている消滅型の減量法で委託しております。その2つの庭を持っている方、持っていない方、選択できるように2つの方法を選んでやっております。



○本田委員

それはわかるんですが、だから、2,900万円委託料というのがあるわけじゃないですか。この2,900万円は、このNPOの法人2つに分けて、それぞれ幾らかずつ委託料として渡しているというイメージでいいんですか。

○古賀循環型社会推進課長

2団体の合計の委託料になっております。

○循環型社会推進課職員

このNPO法人に対する委託を行いまして、各家庭に堆肥化等の方法を促進していくやり方なんですけれども、22年度から緊急雇用の対策の一環として実施をさせていただいております。23年度につきましては、ボカシを利用したやり方については、そのやり方などもいろんなやり方がありますし、継続して行うということもありまして、片方のNPOについては一般財源で——失礼しました。特定財源のほうで行わせていただきます。あと1つの財源は、緊急雇用のほうで行わせていただきます。

○本田委員

済みません、イメージとして、ボカシ型と消滅型とあるんですが、この2つとも特別な施設が要るわけではありませんし、例えば、段ボール箱とか木箱とか、そういうもので十分できます。にもかかわらず、これだけの結構な金額が補助金として渡るとするのは、何か施設か何かつくってやられているんですか。NPOが示す事業計画というものもあると思うんですけども、これだけのお金をどういうふうに使って、どれぐらいの、じゃ、平成22年度は4,500万円ほどありますが、どれぐらいの効果が上がってきたんでしょうか。

○循環型社会推進課職員

先ほどは済みません。緊急雇用も制度ということをおっしゃっていただきましたけれども、これが重点分野という委託の事業の制度でございまして、この委託費の半分以上が新規に採用する職員の雇用に充てる給与費等ということで、人件費に相当する分ということで決められております。雇用を創出するための事業の一環としてしております。

それと、事業の中身ですけれども……

(発言する者あり)

○本田委員

いや、聞きたかったのはね、先ほど委託料が2,900万円というふうにあります。ということは、昨年度も二千数百万円の委託料という名目で計上されていたんだろうと思うわけです。それは2つのNPOに委託しているということでしたから、そのNPOはそれぞれどういう事業計画を出されて、それぞれに、差し支えなかったら、幾らかずつの委託料がそのNPOに行ったかということまで教えてもらえませんか。

○循環型社会推進課職員

22年度の委託事業につきましては、人件費相当額の精算がまだ終了してございませんので、

確定ではございませんけれども、1,540万円程度それぞれのNPO法人に行っております。

1つのNPO法人は、生ごみを堆肥化して、それを野菜づくりにまで生かす。そして、それを地域での取り組みなどを促進させていくというやり方でございます、実績でございますけれども、2月末の段階で170カ所、受講者が3,375名の方に受講していただいております。

このアンケートなどを見させていただきましたところ、やはり堆肥化に取り組んでいただいている方も多いんですけれども、自分の家庭ではちょっと堆肥化までは難しいけれども、水切りは徹底するようにするというような明らかな減量効果が出ております。また、今までの過去の佐賀市の施策の中で、堆肥化事業を進めてまいりましても、後のフォローができないために、例えば、虫が発生したとか、うまく堆肥ができないとか、においがしたとかいうことで、せっかく取り組んでいただいた方がその取り組みをやめてしまわれた方が多いんです。今いろんなところで事情を聞いても、そのような事例を多く聞きますので、それを継続して御指導に伺う。地域の方を集めて御指導するというところで、ネットワークの中で、自分だけで取り組まずに一緒に取り組むことで、それが継続していつているというふうに考えております。

他方の分解型減量容器を使われたNPO法人のほうですけれども、2月末現在で330カ所、4,334名の方の受講をしていただいております。この方たちもやはり、両方のNPOに共通してなんですけれども、ただ単に生ごみ減量ではなくて、なぜ減らさないといけないか、なぜ燃えるごみを減らす必要があるかというところからの御説明をしていただいておりますので、やはりごみに対する考え方が変わったというふうな環境に配慮したライフスタイルまでこのNPOに啓発を進めていただいているところでございます。

数値としてちょっと出にくい部分もございましてけれども、ごみ減量の容器を利用したNPO法人のほうでは200名の方にモニターとして数量等の変更をお願いしておりますけれども、この中では、累計3,600キログラムの生ごみの量が200世帯で減量の成果が上がってきております。以上でございます。

○本田委員

いわば費用対効果をここで言うのが適切かどうかというのはわかりませんが、結構な金額ですね、5,200万円。今まで、例えば、10年前のごみ政策のときも同じようなことがね、言われていたと思います。家庭系ごみを減らすためにはどうしたらいいかと。その後、例えば、新しい焼却場ができて、もう無理して分別しなくていいよと、プラスチックごみも燃やしていいよというふうな方針転換をされましたよね。熱量も上がるし、そのほうがいいんだというような話で方向転換をされました。そんな中で、例えば、赤松小学校では給食の生ごみを機械を購入して堆肥化するというような活動もされましたし、電動ごみ処理機の購入の補助というのもしか佐賀市の取り組みでありました。ただ、それは電気を食ってしまうならエコにも何もならんんじゃないかということでやまってしまったというこ

とがあったように記憶しておりますが、何か今の話を聞いていると、10年前に何か返ってしまったような気がするんですよ。これだけ5,200万円の税金を使って出張講座をして意識を改革してもらおうというのでは、もう10年前、そんなことやっていたわけですから、これは延々とやらなきゃいかんのかということになります。ただ、毎年啓発のためだけに5,200万円という金額をずっと予算していかないのかというと、非常に疑問が残るわけですが、その辺はいかがお考えでしょうか。今後もやっぱりこれくらいのお金はかけていかないかというふうに思われているのでしょうか。

○古賀循環型社会推進課長

今、緊急雇用の制度を使っておりますけれども、今、重点事業として24年度までに対20年度比で燃えるごみの10%削減をやりたいということで、24年度までは少なくともこの生ごみ減量化の委託はしていきたいと考えております。

○原口委員長

ほかに。

○嘉村委員

燃えるごみ10%削減経費というのに絡めてですけども、先ほ도시尿処理費の中に、いわゆる修繕費が出ていましたよね。これは多分焼却炉の修繕費ですけども、そのいわゆるあれを脱水パッケージと言うんですかね、にして、現在は民間の業者に出しているのかどうか——ああ、今は焼却しているわけですね、あそこでね。それを佐賀市の焼却場のほうで今後はというお考えやったけど、一方で削減していこうよと言っているのに、新たなものがやっぱり入ってくるわけですね。そうすると——いや、わかるですよ。まず聞いてください。経費的にやっぱりかかっていくわけですよ。だから、ほかの、これから先は意見になってしまうけど、ほかの手だてがあると思うんですよ。例えば、下水道に入れるとかいう話も聞いたこともありますし、あるいはパッケージまでして、そこで何らかの形でね、堆肥化というのが今多いですけども、ほかにもいろんな形で利用できるものに変っていくということも聞いているわけですよ。だから、単純に燃やすということだけやなくてね、当然そういう検討もなされて当たり前だというふうに思っていますけども。

○古賀副理事兼衛生センター所長

衛生センターの汚泥については、いろいろ検討をしております。委員言われましたように、下水に流すかとかありますけれども、やはりし尿処理施設がまだまだ稼働をしております。そういった中で、汚泥だけを流すというのはできないわけですよ。汚泥については、今、焼却炉で現在焼却しておりますけれども、焼却炉がやはり昭和58年度の、えらい老朽化しておりますので、そういったときにきたときには、やっぱり今のところ許されるならば、環境センターのほうに焼却をしたいというのが第1点です。

例えば、今後、し尿処理施設が全体がもしだめなときは、やはり新しくつくることのできませんので、例えば、こういったことなんですけども、今どこでも自治体やっているの

は、浄化槽と一緒にようなところに前処理施設をつくって処理をされているところは、自治体多くありますので、そういった検討もしていかなければならないとは思っております。

○嘉村委員

前処理施設というのはどういのですかね。漠然とはわかりますけど。

○古賀副理事兼衛生センター所長

前処理施設というのはですね、例えば、沈砂とかありますので、それを破碎するとかですよ、ちっちゃくするとか、そういったことでございます。

○嘉村委員

わかりました。すぐさまというわけにいかないでしょうね。やっぱり職員の方もいらっしやるし、まだ使えるものもあるからですね。将来的にはそういうふうを考えていくということでしょう。

それから、ごみはですよ、家庭系ごみは結構減ってきたと思うんですよ、10年前から比べると。かなりの努力で。だから、事業系ごみ、これをどうするかということも考えていただきたいなど。そのときにまた予算にも反映してくるでしょうから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○原口委員

ほかに。

○黒田委員

35ページ、資源物集団回収奨励事業ですが、新栄校区もですね、婦人会、子ども会、また各自治会で、4自治会か、5自治会かな、やっておられるわけですが、団体でどのくらい22年度で実績があるのか。

それと、金額は700万円かな、ぐらいなのか。あれが3円補助もんね。あれが少し高くないのか、そこんたいを含めてどうでしょう。

○古賀循環型社会推進課長

資源物回収の奨励金ですけども、委員言われたように、キロ当たり3円の補助をしております。現在、227団体が登録されております。21年度の補助実績ですけども、約580万円となっております。回収量としては1,900トンです。

3円の検討については、まだいたしておりません。

○黒田委員

やはりこういう団体が古紙回収なりするですね、やっぱり機会をふやすことによってですよ、うちの例を言いますと、うちもちろんですが、紙ももとは燃やしていましたね、可燃ごみに。しかし、わざわざですね、手提げ袋に入れて、紙をずっと出しておられる方もだんだんふえてきつつありますので、そういう運動をですね、ぜひともやっぱりして、もちろん市全体されていると思いますけれどね、やっぱり校区とか自治会とか単位に積極的に来年度も働きかけをしていただきたいというふうに思います。これは要望です。いい

です。

○原口委員長

ほかにどなたか。よかですか。

○山口副委員長

2点お伺いします。

30ページ、中小企業のエネルギー対策なんですけど、補助対象者の中に、既存設備に対し10%以上の温室効果ガス排出量の削減を達成できる設備を導入すること、これは単純に言って、どうやってはかるんですか。これは設備によって、すぐわかるようになっているのでしょうか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

当然、事業所によってさまざまにエネルギーを使う機器が違うということがございます。したがって、まずはエネルギー診断といいますか、どんなふうになれば、どの程度の削減が見込めるかということ、例えば、国家資格を持ったエネルギー管理士、こういう方たちがいらっしゃいます。こういう方たちがまずは診断をして、その結果、10%以上の削減が見込めるというときに初めて、補助をするということになります。だから、当然我々もすべての知識を持っているわけではございませんので、そういう方たちにまずは企業が診断をしていただくと。こんなことをすれば10%削減になるんだということをまず企業自身が、事業所自身が知っていただきたいということもございます。そういった意味で、まずは皆さん自分たちで診断していただいて、10%以上になるんだしたら、それじゃやりたい。そのときに後押しをしようということでございます。

○山口副委員長

その件はわかりました。

そしたら、これは補助率が3分の1以内の上限100万円ということで、年予算が1,000万円ですから、10社程度見込んでいらっしゃるのかなと思うんですが、その補助対象者が市内に事業所を置く中小企業、ここはいいんです。ここはいいんですが、一番下に設備工事発注先を市内に主たる事業所を置く事業者とすることというふうに決められていますが、この文言からだけすると、市内に主たる事業所を置いておけば、佐賀市以外の業者にでも頼むことができるというふうにはしか見れません。これはあえてこういうふうな文言ではなくて、私だったら市内に本社を置く事業所と、事業者というふうにするべきではないかと思うんですが、そのあたりいかがですか。

○環境課職員

確かに委員おっしゃるように、私たちは市内でお金が循環するということを切に願っておりますので、できれば要綱等で市内に本社がある事業所で、なおかつ省エネの実績のある業者に発注できる方法を検討していきたいと思っております。

○山口副委員長

それはありがたいことなのですが、もしそこまで前もって検討をされるということであればですね、こういう資料は私は出してほしくないんですよね。あえてこういう文言は、やっぱりこれは審議する資料ですから、そういうところまで考えた上で、やはりこういう資料の提出もお願いしたいなと思っております。

それともう1点、最後ですが、先ほど太陽光発電、34ページで対象公民館が築20年以内の自治公民館ということで、冒頭に嘉村委員のほうから21年とか22年のは全く外れるんですかと言われた中でですよ、副部長だったと思うんですが、少しアバウトな発言をされましたよね。それは公民館のつくりによってもどうかというような話を私聞いたような気がするんですが、やはりこれは先ほどのLEDとも一緒なんです——ごめんなさい、LEDやったっけ。LEDと一緒になんです、これも広報するわけですから、もし20年以内というふうに決めたのであれば、きちっとしたやはり広報をやるべきだと思うんですよ。そしたら、嘉村委員がまたひょっとしたら反対されるかもしれませんが、余り市民の方を、あら、うちは22年やったばってんが補助通ったよとかいうようなことにもなりかねませんので、その辺、きちっとした対応をすべきだと思うんですが、いかがですか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

御指摘ももっともだと思います。そこは要綱の中ではっきりと、こういう要件を満たすというのを明記をしたいと思っております。基本的には20年ということで考えております。ただ、中には、20年ちょっと過ぎたばってんと御相談される所を全く受け付けないというようなことは少しできないのかなというふうには思っております。

○嘉村委員

いや、ありがたいことかなという答弁ですけども、ちょっとあいまいですね。だから、何かやっぱり基準というかさ、20年が1つのラインかもわからないけども、20年よりも過ぎていてものについては、例えばですよ、これは金がかかるからなかなかやりにくいかわからんけども、耐力度がこれ以上であるとか、そういうやっぱりつくっておかんとですね、これはまたね、混乱のもとになります。だから、あいまいはいけません。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

休憩は5分でよかですか、10分ですか。

(発言する者あり)

6号議案については、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、特別会計、第10号議案について説明をお願いします。

その前に、休憩を10分ほどいたしたいと思っております。3時5分に再開をいたします。

◎午後2時54分～午後3時07分 休憩

○原口委員長

それでは、再開をいたします。

特別会計、10号議案について説明をお願いいたします。

◎第10号議案 平成23年度佐賀市公共下水道特別会計予算 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。どなたか。

○中山委員

この青い、No.6の青いやつで、20ページのさっきの大藤川雨水幹線枝線整備事業ということで、一応これはですよ、集中豪雨時の排水能力を向上ということで、現在、そのまましておったら、あそこら辺、結構駅北口周辺で浸水するわけですけど、今回、これをすることによってどれくらいの対応能力、耐水能力というのか、排水能力というのか、時間ミリどんくらいまで対応できるのか、そこら辺は検討されていますか。

○河川砂防課職員

今回のこの大藤川雨水幹線の暗渠を道路の中に入れて、周りの道路側溝からの浸水時にオーバーした分を入れて、それで排水するというような計画にしております。今、委員のほうから言われましたように、何ミリ程度のというような数値的には出ませんが、ちょっと図面を、資料6の20ページを見ていただくと、これが一番北のほうでちょうど神野東四丁目と書いておるところですけども、ここがちょうど大溝公園の横から南に駅のほうまで一直線に行きまして、ただ、この部分がですね、20年、21年の浸水被害が最も大きかった地区でございます。これをまた西のほうに市道を曲がりまして、それから一度、ちょうど市役所の西の道路のところから折れて、それからJR線に沿って行って、もとの極楽湯のところからちょうど大藤川雨水幹線のほうに当たります。それから北のほうに破線を書いておりますけれども、この分については、これにぶつけることで、浸水したときについてはですね、この市内の水は、ちょうどこの駅北については低い土地でありますので、水については、方向としては北も南も流れるような状態になりますので、この点線の分を伝わって、ちょうどここに、点線のところからまた西のほうに来ますけれども、ちょうどここに大藤公園がありますけれども、大藤公園のほうから昨年設置いたしました大藤北の排水ポンプ、0.4トンをつけておりますけれども、そこに接続することによって浸水時の排水を速やかにして、かつ大藤ポンプを有効に利用して大溝川に流し、そして、ことし設置予定の大島ポンプのほうでもポンプの増強をしますので、その2つのポンプとこの排水路でもって浸水の軽減を図るということで計画をしております。

済みませんが、数値的にはちょっとこれだけで何ミリの雨に対応するというようなことは、ちょっと計算上できないものですので、申しわけございませんけれども、以上です。

○中山委員

つまりゲリラ豪雨以外は大体対応できるというふうに考えていいんですか。

○河川砂防課職員

基本的にこの駅北の側溝等が、今言われましたように、ゲリラ豪雨等で側溝の排水不能になった場合に、ここのオーバー分を入れるということになりますので、浸水が始まったときに、言うなれば活躍するというような水路になると思います。

○原口委員長

ほかに。

○江頭委員

公共下水道全体的に、今の進捗状況ですね。大体計画を立てられて、そういった資料が昔は出ているという話を聞いたんですけれども、例えば、22年度までに、全域23年度までとかいろいろあるんですけれども、今の現在の進捗状況、わかったらその説明をお願いしたいと思います。

○本木下水道企画課長

23年度、今回の予算の普及率の目標としましては、約人口普及率で79%を目標としております。細かい年度計画は……

(発言する者あり)

○江頭委員

わかりやすく資料があったら、資料提出願えませんか。

○本木下水道企画課長

準備させていただきたいと思います。

○江頭委員

要するに今、下水道を設置されたところの、そしてもう1点は、接続率ですね。目標は持ってされていると思うんですよ。簡単に今、滞納が幾らありますなんて、滞納分とか言われるんですけれども、その目標と接続率の部分わかります、目標値とどのくらい違うのかというの。それもわからなかったら、それも一覧で出してもらえますか。

今度は個別な部分ですけれども、125ページの工事請負費の中で、先ほど説明の中で、諸富中継ポンプの増設と言われましたよね。増設の一部がこの工事請負費の中に入っていると。あの諸富中継ポンプ場は、諸富、旧佐賀市の本管につなぐ、要するに中継ポンプ場として、諸富町の計画のエリアの一番最初に、あのポンプ場はそれだけの中継の能力を持って建てられていたんじゃないんですか。増設というのは、今、そうじゃなかったんですか。

○環境下水道部職員

今、増設というのはですね、これまで自家発電設備がなかったんです。まだ水量が少ないので、管内で十分停電しても蓄えられるということで。もう水量がふえてまいりましたので、自家発電設備を設けます。その建屋と設備でございます。

○江頭委員



そしたら、その金額はどのぐらいなんですか。

○環境下水道部職員

1億3,000万円でございます。

○江頭委員

これは要望なんですけど、ぱぱっと説明されるとき、委員会ですので、勉強会じゃないんですからね、そのあたりはね、やっぱりきちっと言わないと、ただ増設と言ったら、それだけのまた中継ポンプのあれやるのかなと思うんですからね、その辺までやっぱり考慮に入れて説明をお願いしたいと思います。以上です。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、特別会計、第11号議案について説明をお願いします。

○環境下水道部職員

ちょっと済みません、先ほど自家発の建屋と自家発電設備と申しましたが、ポンプ1台増設がございました。申しわけございません。

○原口委員長

ポンプ1台と……

○環境下水道部職員

自家発電設備にプラスして、ポンプが1台増設がございました。

○江頭委員

だから、最初に私が聞いた質問は、処理能力がなかったんですかという質問やったですからね。当然これは、でも、それはなかったんですか、最初に建てたときの。諸富町全体の計画の中において、あのポンプ場を設置されたと思うんですけど、一部また1台というのは。

○環境下水道部職員

済みません、汚水ポンプにつきましては、流入水量がふえてきた時点で順次増設するというのが基本的な考え方になっておりますので。

○原口委員長

それでは、さっき請求がありました資料につきましては、あしたの審査までに文書に入れるということでよろしいでしょうか。よかですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのようにお願いいたします。執行部よかですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、特別会計、第11号議案について説明をお願いします。

◎第11号議案 平成23年度佐賀市特定環境保全公共下水道特別会計予算 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○嘉村委員

債務負担行為の水洗便所改造資金に対する損失補てん、これは5年、そうすると、これはもう相手の債務不履行、払ってくれんやったから。これは5年間ですか。地方自治法が適用されるわけ。5年間でもう、いわゆる回収できないというふうになっておるとですか。ちょっと確認だけ。

○循環型社会推進課職員

この5年間の期間の設定というのは、償還期間の間ということで、5年間の足かけ6年の設定ということになっております。

○嘉村委員

これは地方自治法か何かでうたわれているわけですか。

○循環型社会推進課職員

地方自治法ではなくてですね、この融資あっせんの規則に基づいて、金融機関との貸し付け契約を融資を受ける方に結んでいただきますけれども、その融資を受けられた資金、改造資金の返済期間が足かけ6年ということで、その返済期間の間、損失補償契約を結ぶということになっています。

○循環型社会推進課職員

済みません、一部訂正いたします。利子補給の分なんですけれども、金融機関からあっせんをかけるときにはですね、貸し付けの期間は42カ月を最長としております。42カ月ですので、3年半ですね。その後、6カ月の間については、金融機関のほうから本人のほうへの督促などを行いますので、6カ月を過ぎた後、やっと私ども佐賀市のほうへの損失補償の請求ができるというような、そういう協定になっておりますので、そこで足かけ6年というふうになっております。

○原口委員長

よかですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、特別会計、第12号議案について説明をお願いします。

◎第12号議案 平成23年度佐賀市農業集落排水特別会計予算 説明

○原口委員長

説明がありましたので、質疑をお受けいたします。

○野中委員

この農集の接続率は、今、目標値と現状というのはどうなっていますかね。

○下水道企画課職員

農集ということでお話をされています。済みません、蓮池の分について、ちょっとお話

をしたいと思います。

蓮池につきましては、今年度中にですね、61件の接続をいただいております。それに伴いまして、接続率は41%ぐらいになっております。以上です。

ほかのところにつきましては、申しわけございません。21年度の資料しかございません。順に言いますと、元相応が62.5%、諸富北部が88.5%、東与賀の大授が81.3%、久保田の下新ヶ江が80.5%、久富が71.4%、江戸が56.3%ということで、市内合計でいきますと、21年度末で64.7%となっております。以上です。

○野中委員

21年度でしょう、今んとは。22年度は資料ないとですか。今、手持ちにない。

○下水道企画課職員

今、申しわけございません。集計できておりません。

○野中委員

どうなんですかね、増減的にはふえているんですかね、22年度。

○下水道企画課職員

増減的にはですね、やはりふえてはおります。

○野中委員

そしたらですよ、23年度は大体どのぐらいまで持っていこうと目標値は設定されていいますか。

○下水道企画課職員

目標値としては設定はまだできておりませんが、できるだけ頻繁に接続指導等を行いながらですね、少しでも上げたいということで思っております。

○野中委員

計画できていないというか、計画はできていて当たり前じゃないですか。それじゃないと、これ計画できないでしょう。どうなんですか。

○下水道企画課職員

23年度の予算計上しております目標値でいきますと、接続件数が1,943件で、パーセントとしましては74%を目標としております。

○野中委員

10%増ですよ、目標として、約。根拠は何ですか。具体的にどのような取り組み方、根拠。

これですよ、例年、これこういう議論あるんですよ。だけん、きちっと、前回も、昨年と同じように、これ聞いたんですよ。そこで目標値は過去5年間ぐらい立てながら、根拠を持って数字をきちっと決めて、取り組み方もきちっと計画して取り組んでくださいと前回結構口うるさく言ったつもりだったんですよ。だから、それができていて当たり前だと思いますので、そこをちょっと聞いています。

○本木下水道企画課長

農集については、全体的に接続率が余りよくないというふうなことでございまして、特に、御指摘いただいたのが、蓮池地区が特に御指摘されたんじゃないかなと思います。それについて、接続指導を強化していくというようなことで、緊急雇用の接続指導員を雇っておりますけれども、今年度につきましては、3回ですかね、3回接続指導員に回っていただいて、接続指導をしたという状況です。そういった形で今取り組ませていただいているところでございます。

○野中委員

基本的に計画、取り組みというのは、やっぱり具体的に予算計上しておるわけですから、示しながらやっぱり計上すべきだと思うんですね。前はたしか担当職員の戸別訪問の回数をふやすとか、新しくするかふやすかという、そういう記憶やったんですけども、それとか接続の向上のためのそういった推進員というか、そういった方の増員みたいな、たしか5名ぐらいとか、そういう記憶があるんですけども、要するに最低でも22年度やった取り組みを維持しながら、またさらにその上の人員強化とか、そこら辺を含めて、この10%増に向かってやられるのか、ちょっとその点を教えてください。

○本木下水道企画課長

ここにつきましては、ある程度やっぱり足しげく相手の方を説得していくという方法しか、今のところないのかなと思っております。それで、ほかのところのそういった促進策というのがないのかどうかということで、いろいろ我々も調べてはおります。それで、中には千葉市あたりの例でいきますと、悪質な方には名前を公表するとかいうような、そういったやり方までされているようなところもございまして、そういったほかのところの取り組み事例をもう少し検討しながらやっていかなくちやいかんのかなと思っております。

今のところは接続指導ということで進めさせていただきたいと思います。今後はそういったところまで踏み込んでいく必要があると思っております。

○野中委員

そしたら、そういう接続の向上のための、要するに指導員というか、職員の訪問というか、そういったのは22年度並みのことはやる、それ以上のこともやるということでの理解でいいんですかね。

○本木下水道企画課長

また緊急雇用のほうも予算計上させていただいておりますので、そちらのほうで対応はして、そういったことで進めていきたいと思っております。

○山口副委員長

諸富で今41%とおっしゃったんですが、何年かかって41%ですかね。

(「蓮池」と呼ぶ者あり)

ああ、蓮池。ごめんなさい、蓮池。

○下水道企画課職員

3年で41%でございます。

○黒田委員

今、野中委員いろいろ言われましたけど、これは接続指導のどうこうの問題じゃないんじゃないですかね、もうね、恐らく。もっと根本的に問題があるんじゃないでしょうかね。分担金の問題だとか、あとは個人負担で設備をきれいにしなきゃいけないというようなことがありますよね。当然、老人の2人暮らしだとか、独居老人の方だとか、恐らくもう幾ら接続指導をしてもというのがあります。もう少し抜本的な考え方はできないんでしょうかね。

○下水道企画課職員

接続指導の際にですね、なぜつながれていないかとかですね、そういうような理由等も聞いておるところでございます。それで、蓮池を回って非常に多いのがですね、空き家とかですね、あと、以前、計画時には家は建っていたけど、空き地になっているとか、そういうようなところが非常に多いようなところもございます。以上です。

○黒田委員

そういうところはですよ、外さないで、確かに計画当時はしておったけれども、人間が住んでおらんとくれば幾らしたっちゃさ、これは幾ら訪問したっちゃ無駄ばかりですから、そこあたりを外すとか抜本的なあれでしていかないといかんのではないかなという気がしますけど、どうぞ、その点よろしくお願いします。

○江頭委員

蒸し返すみたいですけど、農集の場合は地区のところに最初に同意書とかいうことをとるんでしょう。公共はこういうちょっと接続率の問題は、その各家庭によってあれですけども、農集の場合は違うんじゃないですか。というふうに私たち諸富の時代は当然同意書をとって、その地区のですね、一軒一軒。もちろん100%にはなりませんよ。さっきも言われたように、老人世帯のいろんな問題もありますから、生活困窮者の問題も出てきますけど、ただ、余りにもですね、この数字というのは、最初のやっぱり蓮池地区に対する対応の仕方がやっぱり間違っているんじゃないですかね。さっき山口副委員長も言うように、同意書をとっているんでしょう。農集の場合はそうやって進めなくちゃいけないんでしょう、本当は。とっていますよね。だから、そのあたりをもうちょっとですね、きちっとやっぱりしないと、いたずらに名前を公表してどうのこうのといったら、もうこれは大変な問題ですからね。簡単に言うんだけど、名前、悪質者で。悪質者で、つながないのが悪質者だったら、もうみんな同じレベルですから。そういうあいまいな回答じゃなくて、本当にその根本的な最初の問題ってどこにあるかというところから始めないと、とてもこの問題はね、しょうがないと思うんですよね。その辺、ちょっと部長なり副部長、やっぱり考えるべきじゃないですか。

○本木下水道企画課長

農業集落排水の場合は地元同意に基づいて進めるという制度になっておりますので、同意はとっております。

(発言する者あり)

ちょっと済みません、100%というのは、やっぱりとれていないと思います。ちょっと私も済みません、パーセントまではちょっと記憶にございませんけれども、一応地元の方のそういった同意をとった上で進めているというふうに聞いております。

○山口副委員長

だからですよ、ある程度抜本的に考えていただきたいといったのは、野中委員がもし来年もこの委員会にいらっしゃったとすればですよ、来年、この委員会でまた同じことを言われますよ。そしたら、今の問い合わせでいくと、10%上げると目標を立てた。にもかかわらず、結局2%、3%しか伸びていないという結論は私は見えているような気がするんですね。3年間で41%でしょう。私は無理だと思いますよ。

だから、単なる接続指導とかいう前に、もっと考えることがあるんじゃないでしょうかということです、要は。

○原口委員長

どなたか答弁しますか。

○竹下環境下水道部副部長兼環境課長

御指摘のとおり、恐らくそれぞれの御家庭でさまざまな事情、例えば、御高齢であったりとか、ひとり暮らしで自分で長くそこに住む予定がないとか、さまざまな事情、そこの一軒一軒の事情、そこを踏み込んで調査をさせていただいて、その調査の結果に基づいて、じゃ、そこにどんな支援をすることができれば接続率が上がるのかという、その根本的なところをもう少し深く調査をさせていただいた上で、どのような対策が一番有効か考えさせていただきたいと思います。

○黒田委員

副部長ね、軽々に物言わんがいいと思いますよ。本来なら今までそがんとかんばいかんと。一軒一軒分析をしないといけないんですよ。それでどうなのかということで、ある程度合意があつてした経過がありますからね。そして、先ほども言われたように、空き家でどなたも住んでいないとか、高齢の方もおられるでしょう。そういうのをどうするのか、もう3年もたつんですから、つくったばかりじゃないわけですからね、そこんたいのやっぱり当局、あなたたちのね、意気込みというか、それが伝わってこないわけですよ。だから、野中委員も毎年こうやっておっしゃっているわけですよ。そういうところをよく考えていただきたいと思いますよね。

○原口委員長

それでよかですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、特別会計予算、13号議案について説明をお願いいたします。

◎第13号議案 平成23年度佐賀市市営浄化槽特別会計予算 説明

○原口委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○黒田委員

まず、193ページの歳入、浄化槽費分担金ですが、3,128万4,000円ですが、前年度ですね、前年度が1,535万3,000円に比べて倍を見込んであるですね。どのような根拠と試算でされたのかですね。

もう1つ、95ページ、歳入の件ですが、95、浄化槽事業費県委託金ですが……

(発言する者あり)

ああ、195ですよ。前年度が582万9,000円より減額をされた理由、まず歳入2つ。

○下水道企画課職員

まず、浄化槽の分担金の増額の理由ですが、22年度、前年度の予算につきましては、当初ですね、設置する220基につきまして、これも下水道の分担金と負担金と同じように一括納付と分割納付というのがありまして、一括納付の場合は賦課するその年度に全額を払ってしまう。分割につきましては、それを5カ年分割して払うという制度があります。去年、前年度の予算につきましては、一括納付で払う方、割合を35%ということで見込んでおりました。これは浄化槽の分担金のほうが一括納付で納めましても全納報奨金というのがありませんで、余りメリットというのがないものですから、かなり低目に見込んでおりました。実際ですね、22年度実施していきましたところ、実際90%程度が一括納付で払われております。これを23年度の予算につきましては反映させて、一括納付の割合を高目に設定をしております。前年度35%に対しまして、本年度、23年度につきましては70%、少し、実際落ちる可能性がありますので、70%と見積もりさせていただいております。基数のほうが220基に対しまして、23年度につきましては265基、ほとんど変わりませんので、この一括納付率の差が予算の差という形で出てきているものと思います。

それから、もう1つの県委託金、浄化槽事業費の県委託金なんですが、これは県からの権限移譲の交付金になっております。浄化槽法に基づく事務の県から市へ権限移譲されることに伴います交付金なんですが、この根拠としましては、前々年度に県が取り扱った件数をベースにはじくようになっております。前年度につきましては、20年度の県の取り扱った件数に基づいて出しております。本年度につきましては、21年度の県の取り扱い件数に応じて算出をしておりますが、21年度の県の取り扱い件数のほうが20年度の取り扱い件数に対しましてかなり落ちているということで、こういう算出になっております。以上です。

○黒田委員

そがんふうの説明をせんばいかんもんね。わかった。よくわかりました。

次、歳出ですが、200ページの19節の浄化槽設備管理協議会補助金ですかね、425万4,000円ですが、協議会はですね、どういうものか。また、補助金の内訳と根拠をちょっと聞かせてほしいと思いますが。

○本木下水道企画課長

この協議会補助金でございます。これは富士町に合併以前から浄化槽普及促進協議会というのがございまして、そちらのほうで浄化槽を設置されてきていたということでございます。それに対して、75戸分ございまして、維持管理費、修繕料等で420万5,000円ほどになっております。維持管理費で310万円ほど、修繕料で100万円になっております。そういった費用でございます。

○黒田委員

その協議会、どういうものか、ちょっとわからんやっただけ、ちょっと説明ばもう少ししてくれんね。

○山口副委員長

今わからんなら一緒に考えてください。

富士町と言われましたけど、これは何か富士町だけの特別な制度なんですか。

○本木下水道企画課長

富士町が合併以前からこういった協議会で浄化槽整備を進められておりまして、協議会方式といいますか、実際事務局は富士町役場のほうでされていたみたいで、会長がたしか町長がされておったというふうに聞いております。そういった協議会でございます。

詳しい中身はちょっと今……。

○原口委員長

わかるですか。

○下水道企画課職員

この富士町の浄化槽普及促進協議会なんですけど、これはもともと富士町のほうで下水道を整備されるときに、特定環境保全公共下水道と農業集落排水と、それと浄化槽のほうで事業を行おうということで、佐賀市のほうは22年度から市町村設置型の浄化槽をやっておりますけども、富士町のほうはこちらの協議会方式という形で、市町村設置型に近いような形ですね、こういう浄化槽の事業をされていたと。その事業をされるに当たっては、基本的には浄化槽を設置されている町民の方から、市民の方からの使用料で基本的に賄うものではあるんですけど、どうしても経費としては不足するものですから、これについて行政のほうから補助金という形で、維持管理、修繕、それから会議費等につきまして420万円ほどの、合計でですね、補助金を交付しているものです。

○黒田委員

山口副委員長が言われましたことね、富士町ね、だけで、要するに以前の形でされよる



から、そういう富士町内の方だけの組織でしょうかね。それで、そこに何らかの補助金を出して、そこが窓口でしているということかな。どうですかね、ちょっと。

○本木下水道企画課長

そうですね、協議会という形で、実際は町営に近い形でやられておったということだと思います。といいますのは、当時、補助金制度を活用されてやられておったということで、それを一回個人が補助金を受けられた分を協議会のほうにやって、協議会のほうで設置して、あと維持管理をしていくというようなやり方をされておったというふうに聞いております。それで、そういったこともあって、以前、町長が協議会の会長とかをされておったんじゃないかなとちょっと思っておりますけども。

○黒田委員

佐賀にも何か、鍋島、八戸か何かに浄化槽組合か何か、そういう組織が何かあるごたつとですよ。それとは違うんですかね、管理組合とか何か、ああいうような……

○本木下水道企画課長

そちらのほうは維持管理の業者だと思うんですけども、こちらのほうは、協議会というのは地元でつくられている、75戸、浄化槽を利用されている方々でつくられている組織ということです。

○嘉村委員

この富士町独自でやっている協議会、そして22年度から始めた佐賀市の市町村型のこの事業、比較してね、例えば、1戸当たりの負担とか、あるいは水道料金とか、これは全く同列にやるんですか、それとも格差が出ているわけ。

○本木下水道企画課長

今のところはそれぞれのやり方でやっていますので、違いが出ていると思います。

○嘉村委員

その違いはどの程度出ているのかね。

それと——まず、ちょっとそこから聞きます。

○下水道企画課職員

今の浄化槽の協議会でされているのとはですね、佐賀市のほうで市町村設置型として実施している場合の使用料なんですけど、協議会方式でされている富士のほうがですね、月額が、個人によってかなり変わりますが、月額で630円から6,930円ほどという、かなり使われる人槽によってかなり開きがあるんですけど、協議会のほうはそういう形の使用料体系となっております。市町村設置型の佐賀市のほうが行っている事業の使用料なんですけど、5人槽で2,500円から10人槽で4,000円ほどと、月額ですね、というふうになっております。

○山口副委員長

同じ人槽で比較してもらっていいですか。

○下水道企画課職員

浄化槽の協議会のほうなんです、協議会のほうはですね、人槽と、それからその世帯の人員でですね、ちょっと細かく分かりますけれども、例えば、5人槽で2人の家族の場合ですと月額が1,260円に對しまして、佐賀市の市営浄化槽の場合が5人槽で2,500円となります。

(発言する者あり)

5人槽、家族がお二人の場合ですと——5人槽で家族が4人の場合ですと2,520円です。市営浄化槽は5人槽ですと2,500円、一律です。

○嘉村委員

今の説明だけ聞くと、そんなに変わりませんよという話だけど、これだけですよ、これは合併協議の中で残していこうという話になったのかわかりませんが、将来的にこれという形をとって行くわけですか。というのはね、非常にわかりにくいし、平等という視点から見るとですね、おかしいのではないかと思われる部分が出てくると思うんですね、もっと掘り下げていけばね。

○本木下水道企画課長

この浄化槽の分につきましても、市町村設置型という市営浄化槽を始めましたので、合併協議の中ではですね、そういうところも検討していくということになっておりますから、これを今ここで申し上げていいのかわかりませんが、近い将来、この協議会は解散の方向でというふうにはちょっと考えております。

○嘉村委員

近い将来と言われましたけども、合併時はね、22年から始めた市町村型のこの合併浄化槽はなかったわけですから、そういう話かわかんけど、現に始めているわけですよ。だから、それは追い追いやりましようみたいな課長答弁ですけどね、そうではなくて、やっぱりきちっとした話し合いをしていかないといけないんじゃないんですか。もう実際22年から始まっているわけですから。

○本木下水道企画課長

この協議会につきましては、23年度末で解散の方向で進めております。

○黒田委員

ページ202ページの13節委託料、これをちょっと済みませんが、もう一回説明を。202ページの委託料、13節の委託料について、もう一回済みません。

○下水道企画課職員

この委託料につきましては、浄化槽の新規の設置を申請された方の調査を行うものでございます。申請された図面に基きましてですね、その現況の確認とか、そういう状態を確認するための調査を行うものです。

○黒田委員

何人か、委託先はどこか、そういうのはなっていないの。

○下水道企画課職員

設計業者のほうに委託いたします。

○黒田委員

その業者は決まっているの。

○下水道企画課職員

入札を行いますので、入札のほうで設計業者を決定いたします。

○黒田委員

203ページ、15節ですね、工事請負費ですが、2億4,221万6,000円の件でございますが、ことしは265基というふうに言われたかね。ですね。

それと、7人槽と10人槽の内訳はどうなっているのか、1ついいですか。

それと、前年度の工事請負費とその内訳、前年度ね。

もう1つ、1基当たりの発注単価は前年度と同額かどうか。

もう1つ、発注方法でね、指名競争入札が行われているというふうに聞いておりますが、その業者の中にね、地元ではない市外の業者が含まれていると私聞いたんですが、それがどうなのか、その点について。

○本木下水道企画課長

まず、人槽の内訳でございますけども、5人槽もですかね。5人槽から、じゃ、5人槽で今84基、7人槽で147基、10人槽で20基を見込んでおります。11人槽以上で14基ですかね、ということです。

○下水道企画課職員

1基当たりの単価につきましては、変えておりません。

あと……

(発言する者あり)

ああ、見直す予定はしております。今ですね、この見積もりの中では単価は同じ単価で上げておりますけども、今年度から発注標準図の作成についてですね、内容を見直しております。ですから、この分についての内容が若干変わるものかと思えます。今現在、見直し中です。ここに計上させていただいている分については……

(発言する者あり)

7人槽が75万円です。あと10人槽が104万円で見えております。

市外の業者につきましては、のお尋ねにつきましては、一度、昨年、入札不調がございましたので、そのときに入れておりますが、実際すべて市内業者で受注していただいております。

○黒田委員

よかですか、単価は今7人槽で75万円、10人槽で104万円と言うたかね。これは他の市とどうですか、ほかの市と比べてどうですか、単価のあれは。

○本木下水道企画課長

他都市と比べてどうかということですが、若干佐賀市のほうが安目になっているのかなと思っております。それで、これにつきましては、昨年来ですね、いろいろとそういった御指摘とか御意見とかもありましたので、いろいろと我々のほうでもそこら辺の浄化槽単価の見直しについては今進めておまして、来年度の予算上はですね、昨年度のあれでまだ上げさせてもらっていますけども、実際の発注に当たっては、そのあたりはですね、考慮しながら発注していきたいと思っております。

○黒田委員

要するに、やはり大体基準というのがあるわけでしょうが。だから、どこの市でもさ、県内の市でも基準に基づいてしよるわけですよ。佐賀市だけ安かということには相ならんと思うんですよ、こういうのは。私は業者の立場からすると、市民の立場からするとね、それはおかしかやっかいと。同じものをつくってね、佐賀市は安か、隣の小城は高かけん小城のほうに行こうというのは行かれんわけ。佐賀市は市内の業者とおっしゃるんだから、特に行かれんわけですよ。それを請けるほかしかないわけですよ。それについては、やはりちゃんとね、統一をして、単価だから、そういうのをはじいてくださいね。それは強く言うておきます。

それと、発注業者、こういう事例があるんですよ。今までは、いいですか、よう聞いておってくださいよ。今まではね、佐賀市の業者が下水ね、一つ一つだったから、全部やなかったから、何基ということやなかったからね、仕事をしていたんですよ。ところが、22年、あるA社が請けたんですよ。そしたら、下請は県外なんですよ。これはもう事実なんですよ、事実。どこと言いませんけどね。そういうチェックをしなくては、私たちは秀島市長以下、皆さんは市内業者を大切にしましょうと、少しでも潤うようにという形で私たちも言っていますし、秀島市長みずからおっしゃっているわけですよ、議会答弁で。そういうことが平然と行われているならば、チェックするときわかるでしょう、どこがしよるということは。A会社に、例えば、3本なら3本、5本なら5本やってみて、工事はどこがしているとわかるでしょう。そこがするわけじゃないわけですから、下請がおるわけですから。そういう指導まで、チェックはしないと、もうやったけんよかというふうには済まされんと思うですよ。ちょっと調べてもらって、どこかわかりますけど、調べてもらって、23年度はそういうのがないように。それは正直言いますと、市内業者は少し高かかもしれません。しかし、それはその市内業者と還元できるわけですから、市内業者で。わざわざ県外業者を持ってくる必要はないわけですよ。特に、22年度から制度が変わったわけですから、そういうときには、やっぱり行政としてはきちっとそういうところまで一つ一つチェックをするような形でしないと、だんだん市民から不信感に陥るわけですよ、おかしいんじゃないですかと。

○嘉村委員

初めて聞きました。なるほどね。今、発注の仕方はあれですか、5基なら5基、一気に入札させよと。

(発言する者あり)

それから、負担金、工事費の負担金があるでしょう、自己負担金。その割合をちょっと教えてください。

1つはね、1つ聞いたのは、発注の仕方、5基も6基も一遍に入札にかけているのか、1基ずつ対応しているのか。ケース・バイ・ケースがあるでしょうけども、どういう対応の仕方をしているのかということと、あと、例えば、自分のところで、標準家庭だから5人槽を入れますよといった場合にですよ、お金がかかるじゃなかですか。そいぎ、自己——分担金と言うと。分担金は何割なのか。

○下水道企画課職員

先ほどの御質問の分担金のことなんですけれども、5人槽については12万円と、15人槽については15万円……

(発言する者あり)

ああ、7人槽が15万円、あと10人槽については20万円という形でしております。

(発言する者あり)

約2割でございます。

○嘉村委員

これはちょっと問題じゃなくて、先ほど黒田委員が言われたように、市外業者が下請でも請けているということね。やはり市長の考え方からすると、地元でお金が還流するよということだね、地元中心ということによっておられるわけですよ。そんなに大きな工事でもないし、地元がアップアップでね、地元のいわゆる業者が下請でできないというなら別けども、やっぱり基本的にやらせてほしいなと思いますね。

それで、ほかの工事に関しては、県外業者をよっぽど使う場合はですよ、何か理由書を出させているじゃないですか。そういうのはやっていないんですか、これに関しては。

○下水道企画課職員

県外業者の下請についての下請申請という形で、その理由書もつけて、うちは確認しております。

○嘉村委員

その理由書の中身、どういうふうに書いてあったんですか、今回の理由書は。

○下水道企画課職員

今、理由書が出されている中に、恒常的に利用しているというのが多くございます。あと、口頭でお話ししている、理由書にないものもあるんですけども、やはり市内にそういう関連の業者がいらっしゃらないからとかですね、そういうお話も——関連といいますか、そういうおつき合いですかね、そういう話もちよっとお聞きしたところもあります。

○嘉村委員

その関連の会社と言われたけど、どういう意味なのか余りわからんけど、どういうことなんですかね。

○下水道企画課職員

申しわけございません。おつき合い、下請としておつき合いされていないという意味だと私は理解しております。

○嘉村委員

佐賀市内にですよ、直接請け負っても下請でもできる業者っていっぱいおんさつですよ。一覧表を出せばいいじゃないですか。別につき合いがないからということじゃなくて、この市内の業者を使ってくださいということ言えばいいと思うんですよ。そうすると、やっぱり業者もそこまではね、されないとしますよ。だから、ちょっとどこまで言えるかわかりませんが、がんじがらめにできれば、それが一番いいでしょうけども、できなくてもね、そのくらいのことはやっぱり言っていたかかないとだめですよ。

○黒田委員

恒常的に使いよるといふ答弁もね、私それまで追及はしなかったけれどもね、そういうのが出てきておればさ、自分で判断して、どがんかてわかろうもん。そして、まして市内に業者がないで、そういうことを言われて、ああ、そうですか、仕方なかですって終わる姿勢が問題だと指摘しているんですよ。わかるですか。ね、部長どうですか。

○平尾環境下水道部長

市外業者に下請が流れているという話ですけども、理由書として出させているけども、はっきり言ってチェックが甘いと。地元でできる業者がいれば、当然地元にとというのが当たり前の話ですので、今までの分はもう一回チェックはしますけども、23年度においては、単なる理由書、書面上じゃなくて、実態としてどうかという厳しいチェックを指導していきたいと思いますので。

○原口委員長

ほかに。

○山口副委員長

先ほど指名業者の市外業者のどうこうと黒田委員が質問されたときに、あったけれども、受注しているのは佐賀市内の業者ですというお答えだったんですよ。あったことはお認めになるわけですよ、当然ね。市外業者が指名業者に入ったということは。そしたらば、今後もそういうふうな方針なんですか。

○下水道企画課職員

市外業者が入ったのがですね、入札不調がございまして、再度指名委員会を開かれまして、それで、そういうことが一度だけございました。それ以降あっておりません。以上です。

まず、市内業者のほうで指名のメンバーを決めていただきたいという形で思っております。

○山口副委員長

不調に終わった理由は言いませんが、ある程度わかっています。不調に終わったから、じゃ、市外業者を入れましたと。しかし、指名は何社ですか。8社でしょう。ほかに市内業者って、あと何十社いらっしゃるんですか。それをわざわざ飛ばして、あえて市外業者を入れる必要が本当にあるのかということです。一回不調に終わったら、次の業者も同じ佐賀市内の登録業者から選ばばいいんじゃないですかということを私は言いたいです。

○本木下水道企画課長

今後、指名委員会等でその辺があったときにはですね、そういった市内業者ということで選定していただくようお願いしていきたいと思っております。

○原口委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで環境下水道部の審査を終了いたします。

環境下水道部の方は一たん退席されて結構です。

◎執行部退室

○原口委員長

それでは、昨日の建設部の審査の中で請求があった資料を説明をお願いいたします。

○古賀建築住宅課長

それでは、資料について御説明申し上げます。

この資料は、表裏1枚となっております。

あと、表のほうの市営住宅退去時の空き家修繕についてということでございます。1番目に、業者の選定基準を記載しております。まず、業者の選定基準4つ考えておりますが、1つ目が空き家修繕を空き家募集の前までに確実に完了することができる業者、それからこれまでに空き家修繕の実績がある業者、それから佐賀市の建設工事競争入札参加者登録者、それから団地がある地元業者を優先するというので、以上の基準によりまして3社の業者を選びまして見積もりを徴収し、最低価格の業者と随意契約をいたしております。

2の随意契約の根拠でございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項1号、それから佐賀市財務規則第97条及び99条でございます。

3番の空き家修繕の発注状況でございます。この表は表のほうに21年度の実績を掲載しております、裏のほうに22年度の実績を掲載いたしております。

空き家修繕の発注状況でございますが、まず、平成21年度、22年度合わせまして47団地の190件の空き家の修繕を14業者の方をお願いいたしております。21年度を見ますと、21

年度は23団地で99件の空き家修繕を行っておりまして、総額がこの表の右の下のほう、3,257万円ほどになっております。空き家修繕につきましては、かぎの取りかえだけの1万円台の工事から床の張りかえ等を含めます大きな修理を行います100万円を超える工事もございます。

22年度の裏のほうをお願いいたします。

22年度につきましては、24団地の91件の空き家修繕を行っております。総額は3,365万7,000円ほどになっております。

空き家修繕の平均は、21年度で、戻ってまいりますと、32万8,000円ほどが1件当たりの平均の額となっております。22年度は若干上がりまして36万9,000円ほどが1件当たりの修繕料の額となっております。説明は以上でございます。

○原口委員長

どなたか御意見。

○黒田委員

ほとんどC級、昔でいうね、C級クラスですね、これはですね。

それで、今、団地がある地元、ああ、ここに地元おらすばってんねって、自分のところはせんで、ほかのところばしたりですね、されているとがほんにあるごたるばってん、そこんたいは守ったとでしようね。要するに3者の中に入っておったということかな。

○伊東建設部長

ちょっと実態を聞いてみますと、やっぱりその時期、時期の工事の時期ですね、やっぱり辞退されたりとかいろいろあるようでございますので、きちっとその地元だけということやなくて、地元には例えばお願いしても、ちょっと今仕事の状況でいっぱいだとか、いろいろ条件があったというふうに聞いておりますので、原則としてそういうことで御理解願いたいと思います。

○黒田委員

要するにC級の方もB級の方も一緒と思いますがね、仕事は実際ないわけで、C級の方もこうこうされているような状況ですけどね、ほとんど50万円以下ですよ。それを入れると。それとか、言われた畳店とかね、そがんところは入っていないんですよ。だから、恐らく建設業者が自分の知り合いとかの自分たちが使っているところをすとかということに相なったとかね、そういう形で今しよるとかな。

○古賀建築住宅課長

修繕の内容につきましては、いろいろございまして、畳工事が床からある場合は佐賀市のほうで交換する場合があります。これにつきましても、ほかの工事、塗装の工事とか、建具の修繕とか、清掃工事とか、いろんなそれをまとめて出しますので、そういったことになっております。

○嘉村委員



間違いなければ、黒田委員の質問の中で、小規模事業者の方にもというのが出てきたですよね。私もやはり金額によってはね、地元のそういう小規模事業者にお願いしてもいいんじゃないかというふうに思うんですよね。そうすると、この業者の選定基準からすると、まるで外れてしまうわけですね。まず実績がなからなければいけません。建設工事競争入札参加者登録者とかなると、対象外なんですね。小規模事業者というのは、一応、でも、登録されているところもあるんでしょう、登録制だから。だから、そこら辺を考えると、この基準ではね、全く入れないようになっているから、そこまで考え、要するに小規模事業者まで入れようというね、考えに立てるのか。立つとするならば、基準は少し見直さなきゃいけないわけですが、いかがですか。

○伊東建設部長

御指摘を受けてですね、1つは、やはりそういった基準をつくらないと、これは今の基準でございますので、23年度にそういう基準をつくって、ですから、4月1日からというのはちょっと無理かもしれませんし、団地の場合が、あいてすぐ募集までという1カ月ぐらいの間にするものですから、どこかの時期で少しアンケートをとりながらですね、やっていって制度をつくっていきたいと思っております。これはあくまでも21と22の今の状況の基準というふうに御理解願いたいと思います。

○山口副委員長

業者の選定基準の中に競争入札参加者登録者ってあるじゃないですか。入っていますか。

○古賀建築住宅課長

基本的には建設工事の競争入札参加者の中から選んでおりますが、これまでの地区の経緯の中から選んでいる部分もございますので、そういった状況の中で選定しておるところでございます。

(発言する者あり)

平成21年、22年度の建設工事の競争入札参加者の登録業者ではございません。

○山口副委員長

今言った3社というのは登録業者じゃないですよ。

○古賀建築住宅課長

21年度、22年度の登録業者ではございません。

○山口副委員長

基準はあっても、そういうイレギュラーな場合があってもよろしいんですよ。だから、やられているんでしょう。矛盾しているじゃないですか、はっきり言うと。

○伊東建設部長

ここにつきましては、地域ごとのですね、今までにやられていた合併前からのそういうつながりがございまして、ちょっとそういう関係でやっております。ですので、原則はこの4点にしておりますけども、やっぱりそういう地域性というのも加味をして、継続的に

というふうな発注の仕方をしております。

○山口副委員長

そうであれば、早急にですよ、この選定基準というのはすぐ見直しをやってください。じゃないと、こういう矛盾を生むし、誤解を生みますので、よろしく願いしておきます。

○伊東建設部長

先ほど申されましたとおり、新しいそういう小規模の部分も含めまして、きちっと改めて、22年度、そういう業者も入れるような基準をつくっていきたいと思っています。当然、小規模業者になりますと、建設業の登録がない業者もいらっしゃいますので。

○黒田委員

そこんたいはきちっと整理をして、どこまでするのかね。どこをせろということじゃないけどもね、やっぱり広くできる形でね。特に、そういう人たちは2けた、何万円台とかね、その人たちをするとかね。せめて余り、50万円、50万円でき、そうじゃなくすとかさ、そがんとは考えてくださいよ。それはあれでしょうから、専門的なことでしょうから。

○原口委員長

よかですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで当委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

執行部の方は退席されて結構です。

◎執行部退室

○原口委員長

それでは、現地視察はいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしということで。

委員会はあす3月18日金曜日の午後1時30分から採決とまとめを行います。よろしくお願いいたします。

本日はこれで建設環境委員会を終了いたします。